

平成30年度政策評価の事前分析表

平成30年3月
財務省

平成30年度政策評価の事前分析表について

財務省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」といいます。）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」に基づき、主要な政策分野の全てについて、あらかじめ目標を設定し、政策評価を行っています。政策評価法では政策評価を実施する場合に実施計画を定めることとされていることから、財務省では、評価対象年度の開始までに実施計画を策定しています。これと併せて、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」といいます。）に基づき、評価対象となる政策の目標ごとに毎年、事前分析表を作成し、公表します。

ガイドラインに基づく目標管理型の政策評価においては、目標を適切に設定することが重要であり、要するコストとともに、目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく重要な情報に焦点を絞った形であらかじめ整理、公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、外部検証の促進、各行政機関の長等によるマネジメントの強化等に有効とされています。

これらの趣旨を踏まえ、平成30年度政策評価の事前分析表は、総合目標（6目標）及び政策目標（24目標。国税庁に係る政策目標（3目標）を除いています。）の30の「政策の目標」について、作成しています。

また、平成30年度より、一覧性の確保と読みやすさの向上を図るため、実施計画と事前分析表の記載事項を見直し、従前の実施計画に記載されていた「目標の内容」や「目標の達成のための取組」などの情報を事前分析表に集約しました。

政策評価に関する情報の公表を通じて、政策の透明性を確保することにより、国民の皆様に対する説明責任を果たし、信頼される行政を目指してまいります。

平成30年3月
財 務 省

<目 次>

平成30年度政策評価の事前分析表について	1
財務省の「政策の目標」の体系図	4
平成30年度政策評価の事前分析表	
<u>総合目標</u>	
総合目標 1（財政）	5
総合目標 2（税制）	8
総合目標 3（財務管理）	10
総合目標 4（通貨・金融システム）	13
総合目標 5（世界経済）	16
総合目標 6（財政・経済運営）	20
<u>政策目標 1（健全な財政の確保）</u>	
政策目標 1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）	22
政策目標 1－2（必要な歳入の確保）	26
政策目標 1－3（予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保）	28
政策目標 1－4（決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示）	32
政策目標 1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移 転に関する事務の適切な遂行）	34
政策目標 1－6（公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運 営）	36
<u>政策目標 2（適正かつ公平な課税の実現）</u>	
政策目標 2－1（経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経 済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制 についての広報の充実）	38
<u>政策目標 3（国の資産・負債の適正な管理）</u>	
政策目標 3－1（国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制）	42
政策目標 3－2（財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確 な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充 実）	50
政策目標 3－3（庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提 供の充実）	57
政策目標 3－4（国庫金の効率的かつ正確な管理）	70

政策目標 4（通貨及び信用秩序に対する信頼の維持）

- 政策目標 4－1（通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止）…………… 74
- 政策目標 4－2（金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理）
……………78

政策目標 5（貿易の秩序維持と健全な発展）

- 政策目標 5－1（内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等）
…………… 81
- 政策目標 5－2（多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進）…………… 84
- 政策目標 5－3（関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上）…………… 90

政策目標 6（国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進）

- 政策目標 6－1（外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保）…………… 101
- 政策目標 6－2（開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進）…………… 108
- 政策目標 6－3（日本企業の海外展開支援の推進）…………… 115

（財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保）

- 政策目標 7－1（政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保）…………… 118
- 政策目標 8－1（地震再保険事業の健全な運営）…………… 122
- 政策目標 9－1（安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理）…………… 126
- 政策目標 10－1（日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保）…………… 129
- 政策目標 11－1（たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保）…………… 131

参考資料

- 1 平成30年度において実施するアンケート調査の概要…………… 136
- 2 用語集…………… 138

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成30年度版）

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国とに比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを旨とする財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を旨とする観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバホール）を進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされたる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災等からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを旨とし、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確保するための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に因應するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の促進
- 2-3 酒類業の健全な発展の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、デイスクリューチャーの推進及び機能の充実に努める
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会惠物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適正な運営の確保

各政策分野の目標（政策目標）

- 総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況に
(財政) あることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成30年度末には1,107兆円（対GDP比196%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。平成27年度の国・地方のプライマリーバランス（用語集参照）赤字の半減目標を達成したものの、他方で少子高齢化の進展により、国民の安心を支える社会保障制度の基盤が不安定なものとなりかねない状況に直面しております。社会保障制度を持続可能なものにするためにも、引き続き財政の持続可能性を維持することが必要不可欠です。

こうした点を踏まえ、「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に掲げられているとおり、プライマリーバランスを黒字化するという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指します（注）。

今後、これまでの取組を精査したうえで、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示していきます。

（注）「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、「財政健全化については、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とされています。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総1-1：国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」（平成30年1月22日）
- 「第196回国会 財務大臣財政演説」（平成30年1月22日）
- 「平成30年度予算編成の基本方針」（平成29年12月8日閣議決定）
- 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成30年1月22日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

テーマ	総1-1:国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す			
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。			
定量的な測定指標				
[主要] 総1-1-A-1:財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す		
	実績値			
(目標値の設定の根拠) 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとあるためです。 (参考)				
国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の長期債務残高の対GDP比		
2018(平成30)年度(見込み)		▲2.9%(▲16.4兆円)	2018(平成30)年度末(見込み)	196%
2017(平成29)年度(見込み)		▲3.4%(▲18.5兆円)	2017(平成29)年度末(見込み)	198%
2016(平成28)年度		▲3.0%(▲16.0兆円)	2016(平成28)年度末	196%
2015(平成27)年度		▲2.9%(▲15.3兆円)	2015(平成27)年度末	193%
2014(平成26)年度		▲3.8%(▲19.6兆円)	2014(平成26)年度末	193%
2013(平成25)年度		▲5.3%(▲26.8兆円)	2013(平成25)年度末	192%
2012(平成24)年度		▲5.5%(▲27.0兆円)	2012(平成24)年度末	188%
2011(平成23)年度		▲6.4%(▲31.7兆円)	2011(平成23)年度末	181%
2010(平成22)年度		▲6.3%(▲31.5兆円)	2010(平成22)年度末	173%
(注) 「国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比」及び「国・地方の長期債務残高の対GDP比」については、2008SNAへの対応等に伴い、遡及して再計算されたものである。				
定性的な測定指標				
[主要] 総1-1-B-1:社会保障・税一体改革の継続的な実施				
(指標の内容) 引き続き、社会保障・税一体改革(用語集参照)を継続的に実施します。				
(指標の設定の根拠) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)等の内容を確実に実施していくためです。				
今回廃止した測定指標とその理由				
該当なし				
参考指標	○参考指標1「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」 ○参考指標2「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」			

	○参考指標 3 「公債発行額・公債依存度の推移」 ○参考指標 4 「公債残高の推移」 ○参考指標 5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」 ○参考指標 7 「国民負担率の状況」
--	--

担当部局名	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
--------------	-------------------------------------	-------------------	-----------

- 総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税（税制） 税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。

「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」においては、経済と財政の一体的な再生を目指す「経済・財政再生計画」の枠組みの下、財政健全化目標を堅持するため、「経済・財政一体改革」を推進することとしています。税制においては、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、個人所得課税について所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点からそのあり方を検討するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進めます。

また、消費税の軽減税率制度について、安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることとされていることを踏まえ、対応を進めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総2-1:我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する

関連する内閣の基本方針

- 「第 196 回国会 総理大臣施政方針演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「第 196 回国会 財務大臣財政演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成 27 年 11 月 13 日税制調査会）
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」（平成 28 年 11 月 14 日税制調査会）
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」（平成 29 年 11 月 20 日税制調査会）
- 「平成 30 年度税制改正の大綱」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）

テーマ	総2-1:我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する		
取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。		
定性的な測定指標			
[主要] 総2-1-B-1:経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討			
(指標の内容)			
経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。			
(指標の設定の根拠)			
税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。			
今回廃止した測定指標とその理由			
該当なし			
参考指標	○参考指標 1 「税収比率の推移」 ○参考指標 2 「主要税目（国税）の税収の推移」 ○参考指標 3 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標 1）】		
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月

- 総合目標3：経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策（財務管理）を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高対GDP比が平成30年度末には196%になると見込まれるなど、主要先進国の中で最悪の水準にあります。

このような状況を踏まえ、財務省としては、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくという基本的な考え方に沿って、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営していきます。同時に、国庫金（用語集参照）の効率的かつ正確な管理を行います。

また、財政投融资（用語集参照）については、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制を図るという特徴を発揮しつつ、中長期的な視点から、かつ、民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たしていきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「ニッポン一億総活躍プラン」及び「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」等を踏まえ、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、国有財産（用語集参照）の有効活用を推進していきます。

こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総3-1:適切な国債管理政策を実施する

総3-2:財政投融资を適切に活用する

総3-3:国有財産の有効活用を推進する

総3-4:国庫金の適正な管理を行う

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 財務大臣財政演説」（平成30年1月22日）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）

テーマ 総3-1:適切な国債管理政策を実施する

取組内容	国債管理政策においては、前述の通り確実かつ円滑な国債発行により、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保することを目的としています。こうした観点を踏まえつつ、投資家の需要動向を的確に反映した年限構成の見直しによる国債の安定的な発行の確保、国債市場の流動性の維持・向上、個人や海外投資家を含めた投資家層の多様化による国債の保有構造の安定化等の課題に取り組みます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 総3-1-B-1:国債管理政策の適切な運営	
(指標の内容) 市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえつつ国債管理政策を適切に運営していきます。	
(指標の設定の根拠) 市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、中長期的な需要動向に即した、より安定的で透明性の高い国債発行を行うなど、国債管理政策を適切に遂行することにより、中長期的な調達コスト抑制や確実かつ円滑な国債発行を通じた財政運営基盤の確保が可能になると考えられるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

テーマ	総3-2:財政投融资を適切に活用する
取組内容	財政投融资については、国民のニーズや社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査等を行ったうえで、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応していきます。また、政策コスト分析（用語集参照）や実地監査等を実施することで、ディスクロージャーの推進や、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。さらに、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）による財務の健全性の確保に努めます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 総3-2-B-1:各年度の財政投融资計画の編成	
(指標の内容) 国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的に必要とされる資金需要に的確に対応した財政投融资計画（用語集参照）を編成します。	
(指標の設定の根拠) 財政投融资計画について、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

テーマ	総3-3: 国有財産の有効活用を推進する		
取組内容	国有財産は国民の貴重な財産であることから、地域や社会のニーズ及び個々の財産の特性に応じて、中長期的な視点から、有効活用を推進します。		
定性的な測定指標			
	〔主要〕 総3-3-B-1: 国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況		
	(指標の内容) 国と地方公共団体が連携しながら、一定の地域に所在する国公有財産の情報を面的に共有し、国と地方公共団体の庁舎の合築など各地域における国公有財産の最適利用を図るほか、介護・保育などの分野を中心に国有財産の積極的な活用を推進するなど、地域や社会のニーズを踏まえた国有財産の有効活用に向けた各施策の取組状況を指標とします。		
	(指標の設定の根拠) 国有財産の有効活用を推進するために、地域や社会のニーズを踏まえ、地方公共団体等と連携しながら着実に各取組を進めることが重要であるためです。		
今回廃止した測定指標とその理由			
該当なし			
参考指標	○参考指標 1 「社会福祉分野等における国有財産の活用実績」		

テーマ	総3-4: 国庫金の適正な管理を行う		
取組内容	国庫金の管理においては、時期によって過不足が生じる国庫収支の調整を行うこと等により、国庫金の管理を一層効率的に行います。また、国庫金の取扱事務を担う日本銀行を適正に監督することにより、出納の正確性を引き続き確保します。これらの取組により、国庫金の適正な管理を行います。		
定性的な測定指標			
	[主要] 総3-4-B-1: 国庫金の効率的かつ正確な管理		
	(指標の内容) 国庫金の管理を一層効率的に行い、また出納の正確性を引き続き確保します。		
	(指標の設定の根拠) 国庫金の過不足の調整（用語集参照）等国庫金の管理を一層効率的に行うこと、また各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保することが重要であるためです。		
今回廃止した測定指標とその理由			
該当なし			
参考指標	該当なし		

担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	政策評価実施予定時期	平成 31 年 6 月
-------	---	------------	-------------

- 総合目標 4 : 関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管
(通貨・金融 理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握す
システム) るとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することによ
り、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠です。

財務省としては、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理を図ります。

また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、関係機関の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

国際的に見ても、米国発の金融危機や欧州債務危機を受けて、G20（用語集参照）・F S B（金融安定理事会）（用語集参照）等の場で、金融規制改革の議論が進展しています。更に、F i n T e c h（用語集参照）と呼ばれる金融・IT融合の動きなど、金融・資本市場を取り巻く環境は変化しており、国内でもこうした動きを踏まえた金融制度のあり方の検討が行われています。このような議論の動向も適切に踏まえながら、金融破綻処理制度の整備に努めます。

また、通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めます。これらにより、通貨制度（用語集参照）の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総4-1:金融システムの安定を確保する

総4-2:通貨に対する信頼を維持する

関連する内閣の基本方針

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

テーマ	総4-1:金融システムの安定を確保する
取組内容	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスをとることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と密接な連携を図りつつ、近年の国際的な金融規制改革の議論や技術革新の進展による金融の変革の動きを踏まえながら、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保のため金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を行います。
定性的な測定指標	
〔主要〕 総4-1-B-1:金融システムの安定を確保するための取組 (指標の内容) 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と緊密に連携しつつ、必要な金融システムの安定のための金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行い、また、預金保険法等の法令に基づき、迅速・的確な金融危機管理を実施することにより、金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定の確保に万全を期していきます。 (指標の設定の根拠) 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のためには金融システムの安定の確保が不可欠であるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「国内金融機関の自己資本比率」 ○参考指標 2 「国内金融機関の不良債権比率・残高」

テーマ	総4-2:通貨に対する信頼を維持する
取組内容	通貨は様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われる必要があります。そのため、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うとともに、国内外の関係機関との意見交換・情報収集等により偽造・変造を防止する環境整備に努めます。これらにより、通貨制度の適切な運用に万全を期し、通貨に対する信頼の維持に努めます。 なお、「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、偽造通貨対策の推進が掲げられています。
定性的な測定指標	
〔主要〕 総4-2-B-1:通貨に対する信頼を維持するための取組 (指標の内容) 通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるために、通貨の流通状況等を把握し、偽造されにくい通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行うこと等により、日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期していきます。	

	(指標の設定の根拠) 日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるほか、通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

担当部局名	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--------------------	------------	-----------

- 総合目標 5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界（世界経済）経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総5-1: 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日改訂)
- 「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)
- 「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月21日公表)
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」(平成27年11月21日公表)
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月23日公表)
- 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)
- 「第193回国会 総理大臣施政方針演説」(平成29年1月20日)
- 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)

テーマ 総5-1: 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

取組内容

世界経済の持続的な発展等に向けては、世界経済に大きな影響を与える、米国、中国、欧州の政治経済の動向や、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、国際社会が連携することが重要です。

こうした中、アジアにおける為替市場の安定、またその前提となる国際金融システムの安定を実現し、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため

の取組を進めることが重要です。

このため、我が国は、G20（用語集参照）、G7（用語集参照）における国際的な議論に、本年12月よりG20の議長国を務める立場から、国際的な議論を主導し、積極的に参画していきます。また、経済の信託と金融の安定を促進する観点から、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行っていきます。

また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間の会議を積極的に推進することで、アジア諸国との関係を更に深化、拡大させていきます。また、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

さらに、平成28年5月の伊勢志摩サミットに向けて安倍総理大臣より発表され、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等でも掲げられている「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を推進し、「質の高いインフラ投資」を促進すること等を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図っていきます。

また、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」で掲げられた、2020年に30兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標に向け、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕総5-1-B-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

（指標の内容）

世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

（指標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

〔主要〕総5-1-B-2:アジアにおける地域金融協力の推進

（指標の内容）

ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。

（指標の設定の根拠）

我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することは、地域金融市場の安定化のために重要なためです。

〔主要〕総5-1-B-3:「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進

（指標の内容）

平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を関係省庁等と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更な

	る成長に貢献していきます。
	(指標の設定の根拠) 途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。
	[主要] 総5-1-B-4: 日本企業の海外展開支援の推進
	(指標の内容) 「未来投資戦略2017」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本全体の経済成長の実現に貢献していきます。
	(指標の設定の根拠) 新興国を中心とする世界の市場の成長を取り込むために、日本企業が持つ高い技術力等の強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

	該当なし
参考指標	☐ 参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ☐ 参考指標 2 「欧州における国債市場の動向」 ☐ 参考指標 3 「途上国の貧困削減状況」 ☐ 参考指標 4 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ☐ 参考指標 5 「海外インフラ案件の受注金額」

テーマ	総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。そうした中、WTO交渉が実質的に停滞し、新たな枠組として、基本的価値を共有し、志を同じくする国々の共通ルールを作るため、近年、経済連携交渉を積極的に進めてきています。 一方、主要国においては、英国がEUからの離脱に向けた交渉を行い、米国がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）（用語集参照）からの離脱を表明するなど、世界的な保護主義の懸念が高まりつつあります。 このような状況下で、平成29年12月に日EU・EPA（用語集参照）が交渉妥結に至り、平成30年3月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP協定が署名されました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、両協定の発効と効果的な実施に向けて、積極的に取り組んでいます。 世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。 また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいます。

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

(指標の内容)

WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

(指標の設定の根拠)

世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合」

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	---	------------	-----------

これまでのアベノミクスの取組によって、雇用・所得環境の大幅な改善を達成したことを背景に、経済の好循環は着実に回り始めています。このような経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するためにも、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の長期的課題に立ち向かいます。

我が国の財政状況は、国・地方の長期債務残高が平成30年度末には1,107兆円（対GDP比196%）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。平成27年度の国・地方のプライマリーバランス（用語集参照）赤字の半減目標を達成したものの、他方で少子高齢化の進展により、国民の安心を支える社会保障制度の基盤が不安定なものとなりかねない状況に直面しております。社会保障制度を持続可能なものにするためにも、引き続き財政の持続可能性を維持することが必要不可欠です。

今後、これまでの取組を精査したうえで、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示していきます。

加えて、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、平成25年1月に取りまとめた「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」にのっとり、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。

総 6-1: 経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

関連する内閣の基本方針	○「第196回国会 総理大臣施政方針演説」(平成30年 1 月22日) ○「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年 1 月22日) ○「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年 6 月30日閣議決定) ○「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年 6 月 9 日閣議決定) ○「未来投資戦略2017」(平成29年 6 月 9 日閣議決定) ○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月 8 日閣議決定) ○「平成30年度予算編成の基本方針」(平成29年12月 8 日閣議決定) ○「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年 1 月22日閣議決定)
-------------	--

テーマ	総 6-1:経済政策「アベノミクス」を推進することで、経済の好循環をより確かなものとし、持続的な経済成長を実現するとともに、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。
-----	---

取組内容	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。
------	------------------------------

定性的な測定指標	
	[主要]総6-1-B-1:「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
	(指標の内容) 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。
	(指標の設定の根拠) 「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と財政健全化の達成の双方の実現を目指すことが重要であるからです。
	[主要]総6-1-B-2:大震災等からの復興加速への取組
	(指標の内容) 東日本大震災や熊本地震からの復興の加速に全力で取り組みます。
	(指標の設定の根拠) 引き続き大震災等からの復興の加速に取り組むことが重要であるからです。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	

参考指標	○参考指標 1 「主要経済指標 (実質成長率等)」 (http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2016/1220mitoshi.pdf) (出所) 平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (平成30年 1 月22日閣議決定)
------	--

担当部局名	大臣官房総合政策課、主計局 (総務課、調査課)、主税局 (総務課、調査課)	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	---------------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 1 - 1 : 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家は、多岐にわたる分野で多くの活動を行っており、これらの活動に必要な資金を租税や公債などの手段により調達し、必要な分野に資金を供給しています。

経済財政状況を踏まえつつ、選択と集中の考え方により、一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-1-1: 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

政1-1-2: 財政に関する広報活動

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」(平成30年 1 月22 日)
- 「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年 1 月22 日)
- 「平成30年度予算編成の基本方針」(平成29年12月 8 日閣議決定)
- 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成30年 1 月22 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年 6 月30 日閣議決定)
- 「平成28年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」(平成27年 6 月30 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年 6 月 9 日閣議決定)
- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月 8 日閣議決定)

施策

政1-1-1: 重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組

取組内容

一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものとします。

引き続き、予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などの予算編成等への適切な活用・反映に努めます。

さらに、プライマリーバランス(用語集参照)の黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持し(注1)、この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示し(注2)、当該計画を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。

上記に加えて、復興事業については、「平成28年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。

(注1) 「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では「財政健全化については、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。」とされています。

	(注2)「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年1月22日)では、「2020年度のプライマリーバランス黒字化目標の達成は困難となりますが、財政健全化の旗は決して降ろすことなく、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかり堅持します。この目標の達成に向け、今年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、具体的かつ実効性の高い計画を示すこととします。」とされています。
定性的な測定指標	
	【主要】 政1-1-1-B-1: 予算編成における重点的な配分と財政健全化目標の達成に向けた取組の実施 (平成30年度目標) 一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、プライマリーバランスの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持し、この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランス黒字化の達成時期、その裏付けとなる具体的かつ実効性のある計画を示し、当該計画を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めていきます。 (目標の設定の根拠) 予算を必要性の高い分野に重点的に配分することで、財政の効率化・質的改善を推進する必要があるためです。 政1-1-1-B-2: 予算執行調査等の予算編成等への適切な活用・反映 (平成30年度目標) 予算執行調査、政策評価、行政事業レビュー、決算及び決算検査報告、国会での指摘・議決などを予算編成等へ適切に活用・反映します。 (目標の設定の根拠) 財政資金の効率的・効果的な活用のため、予算の「プラン（予算編成）」・「ドゥー（予算の執行）」・「チェック（評価・検証）」・「アクション（予算への反映）」のサイクルにおける「チェック」・「アクション」機能を強化し、予算への確にフィードバックするためです。 政1-1-1-B-3: 予算編成における東日本大震災への適切な対応 (平成30年度目標) 復興事業については、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を踏まえ、被災地の復興に真に必要な事業をしっかりと実施できるよう取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 東日本大震災からの復興を迅速に進めるとともに、復興財源に対する被災地の不安を払拭するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」 【再掲（総1-1：参考指標2）】 ○参考指標2 「一般会計歳出の構成」 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/01.pdf) ○参考指標3 「一般会計歳出概算所管別内訳」

	(https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/03.pdf) ○参考指標 4 「一般会計歳出の構成比と推移（歳出構造の変化）」 (https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/kanryaku201602.pdf) ○参考指標 5 「各予算のポイント」 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2017/seifuan29/index.htm) ○参考指標 6 「補助金等の内訳（交付先別、主要経費別）」 ○参考指標 7 「補助金等の整理合理化状況」
--	---

施策	政1-1-2:財政に関する広報活動
-----------	-------------------

取組内容	財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらう観点から、積極的に広報に取り組みます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を行います。 また、財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うため、以下の取組を行います。 A 各府省のウェブサイトにおいて公開される概算要求書及び政策評価調書を、各府省の協力の下、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。 B 決定した予算の内容や執行状況について、広く国民全般に分かりやすい情報開示の方法を工夫し、一般会計と特別会計、当初予算と補正予算を含めた予算の全体像についても、より分かりやすく国民への情報発信を行うよう努めます。
-------------	---

定性的な測定指標

	〔主要〕 政1-1-2-B-1:財政に関する広報活動の実施状況 （平成30年度目標） 積極的にパンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、説明会等の広報活動を実施します。 （目標の設定の根拠） 財政に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、国民に理解を深めてもらうためです。 政1-1-2-B-2:概算要求書等の財務省ウェブサイトからの閲覧可能化 （平成30年度目標） 各府省のウェブサイトで公開される概算要求書及び政策評価調書を、財務省ウェブサイトから可能な限り速やかに閲覧できるようにします。 （目標の設定の根拠） 財政に関する迅速かつ正確な情報提供を行うためです。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由

	該当なし
--	------

参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの予算・決算に関するページへのアクセス件数」
-------------	--

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	2,460,972 千円	2,390,482 千円	3,193,149 千円	4,099,780 千円	
(事項) 財政の効率化・質的改善の推進に必要な経費	2,460,972 千円	2,390,482 千円	3,193,149 千円	4,099,780 千円	
内 予算編成支援システム	2,323,956 千円	2,254,959 千円	3,056,145 千円	3,962,183 千円	0001
内 財政に関する説明資料の拡充	4,860 千円	5,022 千円	4,520 千円	3,996 千円	行政事業レビューの対象外

(注)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	----------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 1 - 2 : 必要な歳入の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

健全な財政を確保するためには、財政需要について、原則として公債や借入金には
よらず、税収等で賄うという考え方が基本となります（非募債主義・財政法第 4 条第
1 項）。

このうち、まず税収は、内国税である租税及び印紙収入並びに輸入品に対し課され
る関税等から成るものです。毎年度の税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税
収の確保に努めるとともに、その時点で判明している課税実績、政府経済見通しに係
る諸指標等を基礎に、税目ごとに適切な見積りに努めます。また、税収の見積り等
に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示
してきたところですが、今後ともこれらの方法を通じて説明責任の向上に努めていき
ます。

次に、税収及び公債金収入以外の国の歳入である「その他収入」については、現下
の極めて厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努めるとともに、各項目別に最
近の実績等を基礎に適切な見積りを行います。

最後に、公債の発行は、歳出の重点化、節減合理化に努めてもなお財源が不足する
場合に限って、やむを得ない措置として行います。

本目標は、以下に掲げる内閣の基本的方針を踏まえ、推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-2-1: 必要な歳入の確保等

関連する内閣の基本方針

- 「第 196 回国会 総理大臣施政方針演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「第 196 回国会 財務大臣財政演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「平成 30 年度予算編成の基本方針」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）

施策 政1-2-1: 必要な歳入の確保等

取組内容

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等
に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方
法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて
厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積り
を行います。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-2-1-B- 1 : 必要な歳入の確保及び説明責任の向上

(平成30年度目標)

税制改正等の政策目的を踏まえつつ、必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等
に関する情報を「租税及び印紙収入予算の説明」等や財務省ウェブサイトにおいて開示する方
法を通じ、国民への説明責任の向上に努めます。また「その他収入」について、現下の極めて
厳しい財政事情の下、可能な限りその確保に努め、最近の実績等を基礎に適切な見積り
を行います。

	(目標の設定の根拠) 必要な税収の確保に努めるとともに、税収の見積り等に関して説明責任の向上に努めるためです。 また、「その他収入」についても、可能な限りその確保に努め、適切な見積りを行うためです。				
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標 1 「一般会計税収の推移」 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm) ○参考指標 2 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「歳入（一般会計）構成の推移」 (https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/basic_data/201704/sy2904b.html)				
政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	主計局（総務課）、主税局（総務課）		政策評価実施予定時期	平成31年 6 月	

○ 政策目標 1 - 3 : 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の予算の執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられていますが、財政当局としても予算の執行が法令の定めに則り、かつ、経済的、効率的に行われるよう各省各庁への要請等を行っています。特に公共調達のある方については、引き続き入札及び契約の改善や随意契約の適正化を図る必要があり、そのための取組を進めています。

また、予算の質の向上・効率化を図るためには、国民への情報開示の充実などにより予算執行の透明性の向上を図るとともに、予算執行の実態を把握し、いわゆる P D C A サイクルにおける、C (=チェック) 及び A (=アクション) の機能を強化する必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実

政1-3-2：円滑かつ効率的な予算執行の確保

政1-3-3：予算執行調査の実施

政1-3-4：各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等

関連する内閣の基本方針

○「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）

施策 政1-3-1：予算執行に関する情報開示の充実

取組内容

予算執行の透明性を確保する観点から、各府省庁のウェブサイトで定期的の開示されている予算執行等に係る情報を、各府省庁の協力の下、財務省ウェブサイトから閲覧できるようにします。
(<https://www.mof.go.jp/budget/topics/portalsite.htm>)

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-3-1-B-1：定期的な予算執行に関する情報開示の確認

(平成30年度目標)

各府省庁の予算執行等に係る情報開示の状況を定期的に確認します。

(目標の設定の根拠)

「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」（平成25年 6 月28日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、各府省庁において開示されている予算執行等に係る情報について、財務省ウェブサイトから一元的に閲覧できる状態を維持するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策	政1-3-2:円滑かつ効率的な予算執行の確保
取組内容	国の予算は、国会の議決に基づき各省各庁の長に配賦され、その執行の責任及び権限は各省各庁の長に委ねられています。その執行に当たっては、円滑かつ迅速な執行が確保されるよう努めます。 また、予算の執行において、財務大臣の承認を要するものが法令で定められていますが、これらの法令の定めにより、繰越明許費及び移流用を活用すること等によって、経済的、効率的に予算執行がなされるよう努めています。 特に、繰越手続については、平成21年度より、繰越要件の明確化や手続の簡素化等を図っており、繰越制度が一層活用されるよう努めます。 今後とも、法令や予算との整合性等に留意するとともに、会計検査院や関係省庁との連携を図ることなどにより、円滑かつ効率的な予算執行が確保されるよう努めます。
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-2-B-1:円滑かつ効率的な予算執行の確保の取組 (平成30年度目標) 法令と予算との整合性等に留意の上、各省各庁において繰越制度等が活用されるよう取り組みます。 (目標の設定の根拠) 円滑かつ効率的な予算執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし
施策	政1-3-3:予算執行調査の実施
取組内容	予算執行調査は、財務省主計局の予算担当者及び財務局の職員が、次年度以降の予算編成に向けた問題意識等から選定した事業について、実際に予算が効率的かつ効果的に執行されているかといった観点から調査を行うものです。予算執行調査の実施に当たっては、予算の効率化が図られるよう、 1 調査対象につき、特別会計の事業を含め、予算の執行状況全般を選定の対象とするほか、全国の財務局を活用して、現場の視点等で案件を発掘します。 2 専門家の知見の活用や実地調査の実施など、調査の質の向上等を図ります。 3 調査結果を適切な時期に公表し、予算の執行や予算編成に反映するとともに、その反映状況を予算の決定後速やかに公表します。
定性的な測定指標	
[主要] 政1-3-3-B-1:予算執行調査の実施 (平成30年度目標) 予算執行調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表します。	

	(目標の設定の根拠) 予算執行の実態を把握し、予算の効率化が図られるようにするためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「予算執行調査の実施件数及び反映額」
施策	政 1-3-4: 各省各庁等に対する予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等
取組内容	予算の適正かつ効率的な執行を確保するために、各省各庁に対し文書による要請を行うとともに、担当職員の資質の向上及び会計事務に携わる心構え等が重要であることから、各省各庁等の会計事務職員を対象とした会議・研修（注）を実施します。 また、随意契約の適正化のため、契約の透明性を高める観点から、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。 （注）実施予定の会議・研修 1. 会議 財務省と会計検査院との事務連絡会、各省各庁等予算執行・決算担当学会議、財務局等繰越決算事務担当学会議、補助金等適正化中央連絡会議幹事会、各府省等内部監査担当者連絡会 2. 研修 会計事務職員研修、政府関係法人会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修
定性的な測定指標	
[主要] 政 1-3-4-B-1: 予算の適正かつ効率的な執行の確保のための要請等の実施	
(平成 30 年度目標)	
文書による要請及び会議・研修を実施します。	
また、各省各庁が締結した契約（少額随意契約等を除く。）について、統計を作成し、公表します。	
(目標の設定の根拠)	
各省各庁等の予算の適正かつ効率的な執行を確保するためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「会計検査院検査報告に掲記された不当事項等の推移」 ○参考指標 2 「会計事務職員研修等の実績」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	8,264,714千円	8,198,360千円	4,675,686千円	4,761,170千円	
(事項) 適正な予算執行の確保に必要な経費	40,827千円	38,950千円	59,087千円	52,345千円	行政事業レビューの対象外

	(事項) 会計センター に必要な経費	8, 223, 887千円	8, 159, 410千円	4, 616, 599千円	4, 708, 825千円	0003
	(項) 財務局業務費	196, 064千円	190, 789千円	186, 696千円	186, 766千円	
	(事項) 適正な予算執行 の確保に必要な経費	196, 064千円	190, 789千円	186, 696千円	186, 766千円	行政事業レビュー の対象外
	合計	8, 460, 778千円	8, 389, 149千円	4, 862, 382千円	4, 947, 936千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局（総務課、司計課、法規課）、会計セ ンター（研修部）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	----------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 1 - 4 : 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国の決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績を示すものであり、一会計年度における収入・支出の実績を計算、整理、記録したものです。したがって、決算は予算のような規範性はなく、政府が財政法、会計法等の定めるところに従い執行した実績を国民及び国会に対して報告する性格を持っています。

このような決算の性格を踏まえ、広く国民が財政に対する関心及び理解を深めるためにも、今後とも正確で分かりやすい決算の作成に努めます。また、決算及び決算検査報告、決算に関する国会での指摘・議決等については、予算編成や執行への反映に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-4-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告

政1-4-2：平成29年度歳入歳出決算の国会への早期提出

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策	政1-4-1: 予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の報告
----	-----------------------------------

取組内容

年度の途中における予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び予算の執行実績である決算概要について、これまでに引き続き、官報や財務省ウェブサイトを活用するなどして、国民や国会に対し適時適切な報告を行います。

(<https://www.mof.go.jp/budget/index.html>)

定量的な測定指標

[主要]		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政1-4-1-A-1：予算使用の状況、国庫歳入歳出状況及び決算概要の定期的な公表状況	目標値	予算使用の状況	5回	5回	5回	5回	5回
		国庫歳入歳出状況	15回	15回	15回	15回	15回
		決算概要	1回	1回	1回	1回	1回
	実績値		全て達成	全て達成	全て達成	N. A.	

(注) 平成29年度の実績値は、平成30年9月に確定するため、平成31年度事前分析表に記載します。

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

国民や国会に対し適時適切な報告を行うため、予算使用の状況については四半期ごと、国庫歳入歳出状況については月ごと、決算概要については決算が確定した際に、それぞれ報告を行うこととするよう目標を設定しました。

※予算使用の状況と国庫歳入歳出状況については出納整理期間を含む。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
------	------

施策	政1-4-2：平成29年度歳入歳出決算の国会への早期提出
----	------------------------------

取組内容	決算の早期提出については、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、平成29年度歳入歳出決算については、平成28年度歳入歳出決算に引き続き、会計検査院へ早期に送付し、11月20日前後に国会提出が可能となるよう努めます。
------	---

定量的な測定指標

政1-4-2-A-1：歳入歳出決算の会計検査院への送付日	年度	平成26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度目標値 (29年度決算)
	目標値	26.9月初旬	27.9月初旬	28.9月初旬	29.9月初旬	30.9月初旬
	実績値	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けており、会計検査院における検査確認に2ヶ月程度の期間を要していることから9月初旬を目標とするものです。

[主要] 政1-4-2-A-2：歳入歳出決算の国会への提出日	年度	平成26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度目標値 (29年度決算)
	目標値	26.11.20 前後	27.11.20 前後	28.11.20 前後	29.11.20 前後	30.11.20 前後
	実績値	26.11.18	28.1.4	28.11.18	29.11.21	

(注) 平成26年度歳入歳出決算の国会提出が平成28年1月4日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

(出所) 主計局司計課調

(目標値の設定の根拠)

平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に決算を国会へ提出するよう要請を受けているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
------	------

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局（司計課）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
-------	----------	------------	---------

○ 政策目標 1－5：地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

平成30年度の地方の財政状況については、国税・地方税の税収の増加により財源不足は前年度に比べ縮小する見込みであるものの、引き続き厳しい状況にあります。

地方財政に関する事務については、地方財政計画の策定、地方税制度及び地方債等を所管する総務省との調整が重要となります。

このような状況において、国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行します。

また、国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すという財政健全化目標を実現するため、財務省としても適切に対応していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-5-1:地方の歳入面・歳出面の改革

関連する内閣の基本方針

- 「平成 30 年度予算編成の基本方針」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

施策

政1-5-1:地方の歳入面・歳出面の改革

取組内容

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政1-5-1-B-1:地方の歳入面・歳出面の改革

(平成30年度目標)

国の財務を総括する観点から、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務を適切かつ円滑に遂行するため、財政資金の効率的配分を図る観点から、引き続き必要な取組を検討するなど、地方の歳入面・歳出面における改革を進めていきます。

(目標の設定の根拠)

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に、地方行財政制度について、「国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。」、「地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。」と定められているためです。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）に、「『経済・財政再生計画』の下、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、全ての改革項目を改革工程表に従って着実に進める。」、「2020 年代を見据えた地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることを検討する。」と定められているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「地方財政計画」 (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html) ○参考指標 2 「地方向け補助金等の全体像」 (https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/seifuan30/index.htm) ○参考指標 3 「地方の一般財源総額について」 (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html)
------	--

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	----------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 1 - 6 : 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

現行の財政・会計に係る制度の基本にある考え方は、①国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいて行使しなければならないこと、②財政の健全性を確保すること、③国の支出は適正かつ公正に行われなければならないこと、といった点です。

また、財政・会計に係る制度の運用については、透明性、説明責任の向上が求められています。

国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上等のため、国の財務書類の作成・公表を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政1-6-1: 国の財務書類の作成・公表等

取組内容

国の財政状況に関するストック及びフローの情報の充実を図るため、各府省が作成している省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体の財務状況を開示する国の財務書類を平成15年度分から作成・公表しているところです。公表に当たっては、財務省ウェブサイトも活用して、広く国民に対する情報開示を行います。

(https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

また、財務省は、各府省の作成する省庁別財務書類について、財務情報の的確な開示が行われるよう必要な助言等を行うほか、平成31年度予算の審議に活用するために、平成29年度決算分の国の財務書類（一般会計・特別会計）を平成31年1月下旬に公表します。

定量的な測定指標

〔主要〕 政1-6-1-A-1: 国の財務書類（一般会計・特別会計）の公表日	年度	平成26年度 (25年度分)	27年度 (26年度分)	28年度 (27年度分)	29年度 (28年度分)	30年度目標値 (29年度分)
	目標値	27年1月下旬	28年1月下旬	29年1月下旬	30年1月下旬	31年1月下旬
	実績値	27.1.30	28.1.29	29.1.31	30.1.30	

(出所) 主計局法規課調
(目標値の設定の根拠)

『公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～』（平成18年6月14日財政制度等審議会）において、「財政活動の効率化・適正化等に向けて財務書類の一層の活用を図るためには、できる限り早期に作成・公表を行えるよう、システムの整備等について検討していく必要がある」との提言がなされたことから、その測定のため公表日を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

政1-6-1-B-1: 国民に対して分かりやすい国の財務書類関係資料の作成・公表

	(平成30年度目標) 国の財務書類のポイント（パンフレット）やその要旨を記載したリーフレットにおいて、図表等を用いて国民に対するより分かりやすい説明を行います。
	(目標の設定の根拠) 『財務書類等の一層の活用に向けて』（平成27年4月30日財政制度等審議会 法制・公会計部会）等において、国民に対する分かりやすい説明が求められているためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「国の財務書類及び省庁別財務書類の公表状況」 (https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/)

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 財政健全化推進費	9,990 千円	8,968 千円	10,572 千円	11,269 千円	行政事業レビューの対象外
(事項) 財務書類の作成・公表に必要な経費	9,990 千円	8,968 千円	10,572 千円	11,269 千円	

(注)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 1 - 6 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局（法規課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	----------	------------	-----------

- 政策目標 2 - 1 : 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

経済の好循環を確実なものとするため、平成30年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。

併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政2-1-1: 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

政2-1-2: 税制についての広報の充実

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」(平成30年 1 月 22 日)
- 「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年 1 月 22 日)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年 6 月 30 日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年 6 月 9 日閣議決定)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成27年 11 月 13 日税制調査会)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」(平成28年 11 月 14 日税制調査会)
- 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年 11 月 20 日税制調査会)
- 「「B E P S プロジェクト」の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年 11 月 14 日税制調査会)
- 「平成30年度税制改正の大綱」(平成29年 12 月 22 日閣議決定)

施策

政2-1-1: 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討

取組内容

平成30年度税制改正については、「平成30年度税制改正の大綱」において、①働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直し、②デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等、③国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進、④たばこ税の見直し等を決定したところです。

これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「国際観光旅客税法案」を第196回国会に提出したところであり、成立後は、その内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2015」及び「2017」に基づき、税体系全般にわたるオーバーホールを進めます。平成30年度税制改正に引き続き、税制調査会（用語集参照）による

	論点整理(「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」)及び中間報告(「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」及び「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」)などを踏まえながら、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、個人所得課税を中心に中長期的な税制のあり方について検討を進めます。国際課税については、「BEP Sプロジェクト」(用語集参照)の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理などを踏まえ、検討を進めます。また、経済社会のICT化が進む中、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」などを踏まえ、税務手続の電子化等について検討を進めます。その他、喫緊の課題に応えるための税制を検討します。 なお、租税特別措置については、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果も活用し、必要な見直しを行います。
定性的な測定指標	
	【主要】政2-1-1-B-1：平成30年度税制改正の着実な実施と平成31年度税制改正の検討 (平成30年度目標) 平成30年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、平成31年度税制改正の内容を検討していきます。 (目標の設定の根拠) 「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化に対応するとともに喫緊の課題に応えるため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税)」 ○参考指標 2 「国民負担率の内訳の国際比較」 ○参考指標 3 「税制改正(内国税関係)による増減収見込額」 ○参考指標 4 「個人所得課税の税率の推移」 ○参考指標 5 「個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人の給与所得者)」 ○参考指標 6 「法人税率の推移」 ○参考指標 7 「法人所得課税の実効税率の国際比較」 ○参考指標 8 「国民所得に占める消費課税(国税・地方税)の割合」 ○参考指標 9 「付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較」 ○参考指標10 「最近における相続税の主な改正」 ○参考指標11 「主要諸外国の相続税の負担率」 ○参考指標12 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲(総1-1:参考指標1)】 ○参考指標13 「税収比率の推移」【再掲(総2-1:参考指標1)】

○参考指標14「主要税目（国税）の税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標 2）】

施策 政2-1-2: 税制についての広報の充実

取組内容

税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイトを通じた情報提供、全国各地における講演、税制メールマガジンの配信等の広報活動を行います。

また、社会保障と税の一体改革について国民への周知広報に努めます。具体的には、関係府省庁と連携して、政府広報を通じた国民への周知広報（インターネットの活用など）、地方や関係団体への説明会の開催（例：各財務局において、地域経済団体、企業、金融機関、地方公共団体等に対し、社会保障と税の一体改革の広報・広聴活動を実施）など、幅広い層の方に対して積極的に広報活動を行っていきます。

さらに、国際社会に対して積極的な情報発信を行っていく観点から、英語版ウェブサイトの充実や外国プレス等への説明等の広報活動も行います。

税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。

定量的な測定指標

〔主要〕 政2-1-2-A-1: 税制メールマガジン登録者数（単位：人）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	増加	増加	増加	増加	増加
	実績値	28, 240	28, 972	29, 771	N. A	

（注）平成29年度実績値は、平成30年6月までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書において掲載予定。
（出所）大臣官房文書課広報室調

（目標値の設定の根拠）

税制全般に対する国民の理解が深まるように、広報の充実を行った結果を税制メールマガジン登録者数で測定するために指標を設定しました。更に国民の皆様は税制メールマガジン登録をしていただくため、目標値として「増加」と設定しました。

政2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ）（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値				70	80
	実績値			66. 1	79. 3	

（注）数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。

（出所）主税局総務課調

（目標値の設定の根拠）

国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。平成29年度の実績値が「79. 3」であり、税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、目標値として「80」と設定しました。

	政2-1-2-A-3: 社会保 障と税の一体改革 に関する説明会の 開催	年度	平成28年度	29年度	30年度目標値
		目標値	47都道府県 で実施	47都道府県 で実施	47都道府県で実施
		実績値	47都道府県	N. A	
	(注) 平成29年度実績値は、平成30年 6 月までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書において掲載予定。 (出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 社会保障と税の一体改革に対する国民の理解が深まるよう、広報の充実を行った結果を説明会の開催状況により測定するために指標を設定しました。幅広い層の方に対して積極的に広報を行っていくため、目標値として「47都道府県で実施」と設定しました。				
今回廃止した測定指標とその理由					
該当なし					
参考指標	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」				

政策目標に係る予算額		平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
	(項) 税制企画立案費	165,488 千円	164,705 千円	154,082 千円	153,471 千円	
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	165,488 千円	164,705 千円	154,082 千円	153,471 千円	
	内 諸外国の税制に関する調査	23,623 千円	23,766 千円	23,766 千円	23,766 千円	0004

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 2 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
-------	-------------------------------------	------------	---------

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債等を含む国債発行総額が約 150 兆円と、依然として極めて高い水準にある中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき適切に運営してまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1：市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

政3-1-2：国債市場の流動性維持・向上

政3-1-3：保有者層の多様化

政3-1-4：市場との対話等

政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○「第196回国会 財務大臣財政演説」（平成30年 1 月22日）

施策

政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容

国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことは、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のために重要です。

平成30年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達します。

平成30年度の当初予算上、必要となる国債発行総額は前年度から4.1兆円減少し、149.9兆円となっています。通常の入札による市中発行額（カレンダーベース市中発行額（用語集参照））については、上記の減少に加え、額面以上の価格で国債を発行することによる超過収入も考慮し、前年度から7.0兆円減額し、134.2兆円としています。

平成30年度国債発行計画の年限別発行額については、市場のニーズも踏まえつつ、バランスのとれた減額をしています。具体的には、

－これまで増額してきた30年債及び40年債は減額（それぞれ対前年度当初比▲1.2兆円、同▲0.6兆円）する一方、2年連続で減額してきた20年債は現状維持とします。

－中短期債（5年、2年、1年債）は、マイナス利回りで需要が限定的であることから、大幅に減額（同▲5.8兆円）しますが、銀行の担保ニーズ等のある2年債は減額幅を抑制（同▲1.2兆円）します。

	一流動性供給入札（用語集参照）について、市場の流動性低下への懸念に配慮し、増額（同 +1.8兆円）しています。ゾーン毎の発行額等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。現時点では、対平成29年度見込みで、残存1年～5年ゾーンは+0.7兆円、残存5年～15.5年ゾーンは+0.6兆円、残存15.5年～39年ゾーンは+0.4兆円増額する想定です。 今後、平成30年度中の財政需要の変動や市場の状況等を踏まえ、必要に応じ、年度の途中でも発行計画を機動的かつ柔軟に見直します。 また、平成31年度国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。 買入消却（用語集参照）についても、一定の枠を設け、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に実施します。
--	---

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

(平成30年度目標)

平成30年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性の維持・向上にも取り組みます。

また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。

さらに、平成31年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

(目標の設定の根拠)

大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行することが重要であり、また、国債市場の流動性の維持・向上は、中長期的な調達コストの抑制にも資するためです。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要です。

さらに、平成31年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。

[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理

(平成30年度目標)

借換債の発行額の将来推計等を活用し、平成31年度国債発行計画の策定を行います。

また、買入消却の枠の範囲内で、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。

(目標の設定の根拠)

国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「10年新発債利回りの推移」 ○参考指標 2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標 3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標 4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標 5 「買入消却実施実績」

施策	政3-1-2: 国債市場の流動性維持・向上
取組内容	国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。 このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、流動性供給入札について、市場の流動性低下を懸念する声に配慮し、前年度当初から1.8兆円増額します。ゾーン毎の発行額等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。
定性的な測定指標	
[主要] 政3-1-2-B-1 : 国債市場の流動性維持・向上	
(平成30年度目標)	
平成30年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。 具体的には、流動性供給入札について、市場において流動性低下を懸念する声に配慮し、前年度当初から増額します。	
(目標の設定の根拠)	
流動性供給入札を増額することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「投資家の国債取引高と回転率」 ○参考指標 2 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標 3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」

施策	政3-1-3 : 保有者層の多様化
取組内容	国債の保有者層の多様化を進めることで、国債がより安定的に消化されるように努めます。 個人投資家向けの販売については、平成30年度国債発行計画において、発行予定額を3.3兆円としているところです。 また、取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテラー会議」

	の開催、ウェブサイト上での個人向け国債等販売上位機関の公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。 海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供を実施していきます。また、海外 I R（用語集参照）の展開に当たっては、個別投資家訪問を中心に行い、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外 I Rを実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。
定性的な測定指標	
	[主要]政3-1-3-B-1：保有者層の多様化 (平成30年度目標) 個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I Rに取り組んでいきます。 (目標の設定の根拠) 銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方向に流れがちな傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「国債の保有者別内訳の推移」 ○参考指標 2 「海外投資家との面談回数」 ○参考指標 3 「在外海外投資家への訪問回数」 ○参考指標 4 「個人投資家向け国債の発行額（実績）及び計画額」 ○参考指標 5 「英文ニュースレター送付先件数」
施策	政3-1-4：市場との対話等
取組内容	市場参加者との定期的かつオープンな対話を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のために重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催するなど、市場参加者との緊密な意見交換を行います。また、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について高い識見を有する民間の方々等から意見・助言等を得るため、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を引き続き開催します。 さらに、国債発行当局としては、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。 こうした観点から、必要な財政資金を確実に調達するとともに、市場の透明性を十分に確保するよう努めます。

定量的な測定指標

〔主要〕	会合名	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政 3-1-4-A-1 : 国債 関係の懇談会等 の開催状況	国の債務管理 の在り方に関 する懇談会	○	○	○	○	○
	国債市場特別参 加者会合	○	○	○	○	○
	国債投資家懇談 会	○	○	○	○	○

(注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等(施策3-1-4)は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。

〔主要〕	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政3-1-4-A-2 : 入札 の結果発表を当日 所定の時刻に行っ た割合	入札回数(a)	233	229	229	229	—
	うち入札の結果 発表を所定の 時刻に行っ た回数(b)	231	228	229	229【P】	—
	割合(%) (b)／(a)	99.1	99.6	100.0	100.0【P】	100.0

(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。

(注2) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。

(出所) 理財局国債業務課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等(施策3-1-4)において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

〔主要〕政3-1-4-B-1 : 市場との対話等

(平成30年度目標)

国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。

(目標の設定の根拠)

市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成に向けて重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

○〔主要〕政 3-1-4-A-1 (旧) (国債関係の懇談会等の開催状況)

個人向け販売分に関する市場との対話として、定期的に「国債トップリテラー会議」を開催し、取扱

機関の意見も踏まえつつ、販売促進につながるような各種見直しを行ってきました。

その結果、個人の様々なニーズに応じて、取扱機関が円滑に販売できるようになったことから、今後は、定期的な開催ではなく、必要に応じて随時開催することが適切と考え、定期的な開催を定量的な測定指標とすることを廃止しました。

また、市中発行分全体については、市場のニーズや動向の変動も大きく、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」等については、定期的を開催することが適切であることから、引き続き、定期的な開催を定量的な測定指標として使用します。

○〔主要〕政 3-1-4-A-3 (旧) (「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合)

当該取組は、市場との対話に資しますが、それ以上に、国民等の理解の向上に資する取組と考えたため、市場との対話等 (政 3-1-4) から国債に関する国民等の理解の向上のための取組 (政 3-1-5) へ移すこととしました。

参考指標

該当なし

施策 政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

取組内容	国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理リポート」（日本語版、英語版）の年 1 回発行や「国債ニュースレター」（英語版）の毎月発行、債務残高の所定の時期における公表等を行い、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していきます。さらに、個人向け国債の広告媒体ごとの効果の測定結果等を踏まえ、媒体の重点化を行います。これらにより、国債に係る国民等の理解の向上に努めます。
------	---

定量的な測定指標

〔主要〕 政 3-1-5-A-1：	作成頻度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 目標値
国債関係の 定期的な公 表資料の年 間公表回数	債務管理リポート(日) 年 1 回	1	1	1	1	1
	債務管理リポート(英) 年 1 回	1	1	1	1	1
	日本国債ニュースレター (英) 毎月 1 回	12	12	12	12	12
	国債統計年報 年 1 回	1	1	1	1	1

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上 (施策3-1-5) のためには重要であるため、公表回数の達成を目標値としました。

[主要] 政 3-1-5-A-2:「国債 及び借入金並び に政府保証債務 現在高」を所定の 時期に公表した 割合	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	前年度 第 4 四半期分	○	○	○	○	○
	第 1 四半期分	○	○	○	○	○
	第 2 四半期分	○	○	○	○	○
	第 3 四半期分	○	○	○	○	○
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(注 1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載 (注 2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後 1 ヶ月半以内に公表。 (注 3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。 (出所) 理財局国債企画課調 (目標値の設定の根拠) 公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民の理解の向上(施策3-1-5)を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。						
定性的な測定指標						
[主要]政 3-1-5-B-1 : 国債に係る国民等の理解の向上						
(平成 30 年度目標)						
「債務管理レポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民の理解の向上に努めます。						
(目標の設定の根拠)						
国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標 1 「個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移」 ○参考指標 2 「個人向け国債お知らせメールの登録者数」 ○参考指標 3 「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」					

政策目標に係る予算額		平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度 行政事業レ ビュー番号
	(項) 国債整理支出	200,823,599,536 千円	197,910,076,083 千円	191,488,095,288 千円	187,582,649,438 千円	
	(事項) 公債等償還に必要な経費	189,240,915,205 千円	187,195,377,796 千円	181,648,962,004 千円	176,826,926,350 千円	
	(事項) 公債利子等支払に必要な経費	11,582,684,331 千円	10,714,698,287 千円	9,839,133,284 千円	10,755,723,088 千円	
	その他	26,126,653,109 千円	23,530,196,384 千円	27,368,362,966 千円	27,038,537,482 千円	
	内 政府借入金入札システム(旧国庫事務電算化システム)	31,960 千円	31,959 千円	156,750 千円	207,653 千円	0013
	内 国債整理基金の経理	3,190,955,537 千円	1,179,708,052 千円	4,596,719,085 千円	3,638,044,876 千円	
	合計	226,950,252,645 千円	221,440,272,467 千円	218,856,458,254 千円	214,621,186,920 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 1 に係る予算額を記載しています。

(注2) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれます。

担当部局名	理財局（国債企画課、国債業務課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	------------------	------------	-----------

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財政投融资（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。

さらに、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。

その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（A L M）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進

政3-2-3：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 財務大臣財政演説」（平成30年1月22日）
- 「「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂2017」（平成29年12月22日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

施策

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

取組内容

平成31年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。

各省庁・機関の財政投融资計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、

対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を平成31年度財政投融資計画に反映します。

各省庁・機関においては、平成31年度財政投融資計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が合わせて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。

また、財政投融資計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。

産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。

財政投融資は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、社会経済情勢等に応じた財政投融資計画の編成を行ってまいります。

定性的な測定指標

〔主要〕政3-2-1-B-1:社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融資計画の編成

（平成30年度目標）

平成31年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。

（目標の設定の根拠）

政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融資を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

〔主要〕政3-2-1-B-2:産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

（平成30年度目標）

平成31年度財政投融資計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。

	(目標の設定の根拠) 中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、民間が負担しきれないリスクマネーを政府が呼び水として供給する必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。 投資内容及び投資実行後の状況等についての報告を求め、運営状況の確認を行うことによって、官民ファンドの適切な運営が確保され、ひいては政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」 ○参考指標 2 「財政投融资計画及び実績（機関別）」 ○参考指標 3 「財政融資資金の融通条件」 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa291220/zaito291220_gian6.pdf)

施策	政3-2-2:政策コスト分析等のディスクロージャーの推進						
取組内容	政策コスト分析（用語集参照）とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。 これまで、財務省のウェブサイト（https://www.mof.go.jp/filp/index.html）や「財政投融资リポート」について、内容の充実を図り、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。						
定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-2-A-1 : 財政投融资 関係の定期	年度	作成頻度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	財政投融资リポート	年1回	○	○	○	○	○
	FILP REPORT	年1回	○	○	○	○	○
	財政投融资リポート（別冊）	年1回	○	○	○	○	○

的な資料の 公表及び内 容の充実	FILP REPORT (Extension Volume)	年 1 回	○	○	○	○	○
	財政金融統計月報	年 1 回	○	○	○	○	○
	財政融資資金現在高	月 1 回	○	○	○	○	○
	産業投資現在高	月 1 回	○	○	○	○	○
	財政融資資金預託金利・貸 付金利	月 1 回	○	○	○	○	○
	翌年度財政投融资計画要求	年 1 回	○	○	○	○	○
	財政投融资計画月別実行状況	月 1 回	○	○	○	○	○
	財政投融资レポートの内容の充実に向 けた取組（解説を充実させたトピック）		官民ファ ンドを通 じたリス クマネー 供給等	「地方への 好循環拡大 に向けた緊 急経済対 策」への対 応	低金利状 況を活か した財政 投融资の 積極的な 活用	平成28年 度におけ る財政投 融資計画 の補正・ 追加	時々の経済・金 融情勢等を踏ま えた内容を記載
（注）リポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合にはーを記載 （出所）理財局財政投融资総括課調 （目標値の設定の根拠） 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信認を維持する ため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行 うことが重要です。							
定性的な測定指標							
[主要] 政3-2-2-B-1:政策コスト分析の充実							
(平成30年度目標)							
財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。							
(目標の設定の根拠)							
財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要 があるためです。							
[主要] 政3-2-2-B-2:財政投融资計画編成に係る情報の公表〔新〕							
(平成30年度目標)							
平成31年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への 提出資料等を速やかに公表します。							
(目標の設定の根拠)							
財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進す る必要があるためです。							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	○参考指標 1 「各機関における政策コスト」						
	○参考指標 2 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html)						
	○参考指標 3 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html)						
	○参考指標 4 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」						

施策	政3-2-3:財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実						
取組内容	財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。 平成22年度から、従来の実地監査に加えて、財政投融资の透明性の向上の観点から、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）を行っており、引き続き実施する予定です。 また、実地監査の結果を毎年度の財投編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。						
定量的な測定指標							
[主要] 政3-2-3-A-1: 実地監査結果	独立行政法人等		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 目標値
	計画件数		6	5	3	3	N. A.
	実績件数		6(1)	5(1)	3(0)	N. A.	
	実施率(%)		100.0	100.0	100.0	N. A.	100.0
	地方公共団体等		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 目標値
	貸付資金の 使用状況等 (団体数)	計画件数	278	280	254	256	N. A.
		実績件数	277	280	254	N. A.	
		実施率(%)	99.6	100.0	100.0	N. A.	100.0
	公営企業の 経営状況 (企業数)	計画件数	429	431	414	408	N. A.
		実績件数	428	431	414	N. A.	
		実施率(%)	99.8	100.0	100.0	N. A.	100.0
	(注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。また、（ ）内は政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。 (注2) 平成29年度実績は、平成30年6月までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (注3) 平成30年度目標値の計画件数については、平成30年5月及び7月に実施計画を策定することとしているため、平成31年度実施計画に掲載予定です。 (出所) 理財局管理課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。						
	今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし							
参考指標	該当なし						

施策	政3-2-4: 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保
取組内容	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。 また、財政投融资特別会計の財務の健全性を確保するため、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等に有効な金利スワップ取引（用語集参照）などを通じて、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政3-2-4-B-1：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保	
（平成30年度目標）	
財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整すること等、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。	
（目標の設定の根拠）	
財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
財政投融资特別会計 財政融資資金勘定	31,721,605,363 千円	40,474,855,063 千円	26,956,964,249 千円	26,078,695,055 千円	
(項) 財政融資資金へ繰入	14,000,000,000 千円	19,600,000,000 千円	12,000,000,000 千円	12,000,000,000 千円	
(事項) 財政融資資金へ繰入れに必要な経費	14,000,000,000 千円	19,600,000,000 千円	12,000,000,000 千円	12,000,000,000 千円	
(項) 諸支出金	385,198,339 千円	387,684,465 千円	343,025,697 千円	317,750,362 千円	
(事項) 預託金利息支払等に必要な経費	385,198,339 千円	387,684,465 千円	343,025,697 千円	317,750,362 千円	
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	17,334,510,663 千円	20,485,187,002 千円	14,612,106,487 千円	13,759,166,396 千円	
(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	17,334,510,663 千円	20,485,187,002 千円	14,612,106,487 千円	13,759,166,396 千円	
その他	1,896,361 千円	1,983,596 千円	1,832,065 千円	1,778,297 千円	
財政投融资特別会計 投資勘定	275,708,766 千円	566,708,310 千円	379,208,238 千円	364,508,238 千円	
(項) 産業投資支出	275,700,000 千円	566,700,000 千円	379,200,000 千円	364,500,000 千円	
(事項) 産業投資に必要な経費	275,700,000 千円	566,700,000 千円	379,200,000 千円	364,500,000 千円	
その他	8,766 千円	8,310 千円	8,238 千円	8,238 千円	
一般会計	—	259,000,000 (注2) 千円	—	—	
(項) 産業投資支出財政投融资特別会計へ繰入	—	259,000,000 千円	—	—	
(事項) 産業投資支出の財源の財政投融资特別会計投資勘定へ繰入れに必要な経費	—	259,000,000 千円	—	—	
合計	31,997,314,129 千円	41,300,563,373 千円	27,336,172,487 千円	26,443,203,293 千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)を踏まえた、産業投資支出の財源の一部として一般会計から財政投融资特別会計投資勘定に行った繰入れです。

担当部局名	理財局(財政投融资総括課、計画官室、管理課)	政策評価実施予定時期	平成31年6月
-------	------------------------	------------	---------

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行うこととし、具体的には以下のとおり取り組みます。

(1) 国有財産の適正な管理・処分及び有効活用の推進

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者利便向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舍については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舍の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。

国有財産の有効活用を促進するため、PRE戦略（用語集参照）に示されているとおり、国有財産監査については、毎年度監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

未利用国有地（用語集参照）については、売却するだけでなく、個々の財産の特性や実情を把握した上で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護や保育などの社会福祉分野における国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用に取り組んでいきます。

学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、今後、国有財産の管理処分手続きを明確化するとともに、外部有識者によるチェックなど売却価格の客観性を確保します。また、本事案に関する行政文書の書き換えは重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、改正された行政文書の管理に関するガイドラインや調査結果を踏まえて、行政文書の管理の徹底を図るとともに、説明責任を果たします。

(2) 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、国会への早期報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進

政3-3-2：宿舍の適正な管理の実施

政3-3-3：行政財産等の監査の実施

政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進

政3-3-5：普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針	○「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ） ○「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定） ○「防災基本計画」（平成29年4月11日中央防災会議決定） ○「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定） ○「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定） ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）
--------------------	--

施策	政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進	
取組内容	現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の有効活用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。 具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足等を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進します。また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。更に、庁舎整備にあたっては、地方公共団体との合築などにも取り組みます。	
定性的な測定指標		
[主要] 政3-3-1-B-1:庁舎の入替調整等の実施状況		
(平成30年度目標)		
庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。		
(目標の設定の根拠)		
現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。		
今回廃止した測定指標とその理由		
該当なし		
参考指標	○参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」 ○参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」	

施策	政3-3-2：宿舎の適正な管理の実施
取組内容	宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施します。 具体的には、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政 3-3-2-B-1：宿舎の改修等工事の実施状況〔新〕	
（平成30年度目標） 宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。	
（目標の設定の根拠） 現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舎の状況に基づき、適正に管理を実施する必要があるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
○（旧）測定指標政3-3-3-A-1「宿舎戸数の推移」 （理由） 「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日公表）等に基づき、約16.3万戸まで宿舎戸数の削減を達成しました。今後は約16.3万戸を上限として、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することから、当該測定を参考指標としました。	
参考指標	○参考指標 1 「宿舎戸数の推移」

施策	政3-3-3：行政財産等の監査の実施
取組内容	国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、主に以下の事項を中心に従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めています。 A 各省各庁が所管する庁舎等及び宿舎の公用財産を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進する観点から監査を実施しています。 B 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産及び当該公共用財産を管理する事務所等を対象に、その目的に応じた機能の発揮の実態を把握し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出の観点から一体的な監査を実施しています。 引き続き、こうした方針に基づき、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するよう努めます。

定量的な測定指標						
[主要] 政3-3-3-A-1：監査実施割合（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	100.0	100.0	100.0 (525)	100.0 (520)	100.0 (516)
	実績値	100.0 (530)	100.0 (530)	100.7 (529)	N. A. (N. A.)	
(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の（ ）内は年度当初計画の件数 実績値の（ ）内は実績の件数 (注2) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。 (注3) 平成26年度及び27年度の実績値は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度からの実績値は年度当初計画に対する実施割合としています。 (出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調 (目標値の設定の根拠) 国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。 引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

施策	政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進
取組内容	国有財産は国民共有の貴重な財産であるため、売却するだけでなく、地域や社会の要請に応じて有効活用を図ることはとりわけ重要と考えられることから、以下の取組を推進していきます。 A 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。 B 地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。 C 「防災基本計画」を踏まえ、国有地の売却等に当たっては、地方公共団体との連携を通じ、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。 D 一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。 E 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等に

については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなど、その有効活用を図ることとします。

G 売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。

定量的な測定指標

政 3-3-4-A-1：未利用 国有地（財務省所管 一般会計所属普通財 産）の一般競争入札 実施状況 （単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
目標値		— (1, 676)	— (1, 358)	90 以上 (1, 342)	90 以上 (1, 262)	90以上 (N. A.)
実績値		75. 5 (1, 265)	97. 3 (1, 322)	99. 9 (1, 341)	N. A. (N. A.)	

（注 1）（ ）内は入札件数

（注 2）平成 26 年度の一般競争入札実施件数（実績値）は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っています。これを受け、平成 27 年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定しています。

（注 3）平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 6 月に確定し、平成 29 年度の実績評価書に掲載します。

（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

未利用国有地が発生した場合にはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札の実施に当たっては、税外収入の確保に努めるため一般競争入札を計画的に実施する必要がある、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

〔主要〕政 3-3-4-B-1：介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用

（平成 30 年度目標）

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行います。

なお、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を 5 割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」（平成29年6月公表）において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国

有地の活用等を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版」において、「国有地の定期借地件数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用

(平成30年度目標)

災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。

(目標の設定の根拠)

「防災基本計画」において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。

政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用

(平成30年度目標)

一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。

(目標の設定の根拠)

まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。

政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(平成30年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-4-B-5：暫定活用の推進

(平成30年度目標)

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの有効活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-4-B-6：売却及び貸付けにかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底

(平成30年度目標)

売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。

なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向

	けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。 (目標の設定の根拠) 未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、公正、透明に行う必要があるためです。 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)の施行を受け、普通財産(用語集参照)の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。 国有地の架空取引話による被害を防止するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「財務省所管一般会計所属普通財産(土地)の年度別現在額の推移」 ○参考指標2「未利用国有地の推移」 ○参考指標3「未利用国有地の状況」 ○参考指標4「一般競争入札における落札状況」 ○参考指標5「未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の売却結果の推移」
施策	政3-3-5: 普通財産等(土地、政府保有株式等)の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理
取組内容	A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随意契約(以下、「公共随契」といいます。用語集参照)を中心とする国有財産の管理処分手続きについて、一層の適正性の向上に努めるとともに、平成30年度においては、関係する通達を改正するなど手続きの明確化に取り組みます。具体的には、 a 公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格を追求すべく、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性の向上にも努めます。 b 売却価格の客観性を確保するため、特殊な事案は、外部有識者による算定・確認を行うこととします。 c 改正された行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、意思決定過程等の重要な打ち合わせ記録について、文書の作成・保存の徹底を図り、決裁文書に編綴する資料や契約に関して記載すべき内容を明確化するなど決裁文書を充実します。問題となっている行政文書の書き換えについては、国民に対する十分な説明責任を果たしつつ、今後の調査結果を踏まえ、行政文書の管理の徹底などにしっかり取り組みます。 B 未利用国有地の管理(草刈・柵設置・不法投棄物処理・一般競争入札に係る物件調書の作成等)については、外部委託の活用により、費用対効果の観点を踏まえつつ、経費の節減に取り組むとともに、効率的な事務処理を行います。 C 物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。 D 東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

E 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔・^{けいはん}脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く。）以内とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

F 上記B、C、D及びEに関する事務については、引き続き、包括的な外部委託により、効率的な事務処理を行います。

G このほか、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務のうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。

H 国有財産に関する相談、照会に対しては、できる限りその場で回答することとしますが、それが難しい場合は、その理由を示すとともに原則として1週間以内に回答又は途中経過を連絡します。

相談、照会に関する処理について、すべての財務局等において迅速に対応します。

なお、相談に当たっては、できる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧に応接します。

I 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

J 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

政3-3-5-A-1:旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	100.0	100.0	82.7 以上	82.7 以上	83.7
	実績値	100.0 (2,059)	100.0 (1,983)	83.7 (2,163)	N. A. (N. A.)	

(注 1) ()内は実績の件数
 (注 2) 平成27年度までの目標値及び実績値については、国の責によらずに通知できなかったものを除いた件数となっており、平成28年度から30年度までの目標値及び実績値と異なっています。
 (注 3) 平成28年度の実績値については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日（閉庁日を除く）以内にできなかった場合を除いた処理率となっています。
 (注 4) 平成29年度の実績値は、平成30年 6 月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を 30 日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1 週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）（単位：％）	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	99 以上	99 以上	99 以上	99.8 以上	99.8以上
	実績値	99.8 (10, 470)	99.8 (11, 354)	99.9 (10, 736)	N. A. (N. A.)	

(注 1) ()内は実績の件数
 (注 2) 平成29年度の実績値は、平成30年 6 月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等からの報告及び理財局国有財産業務課国有財産審理室における処理件数を同室で集計。

(目標値の設定の根拠)

国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしておりますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標

[主要] 政3-3-5-B-1：処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底[新]

(平成30年度目標)

公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定にあたっては、すべての場合において見積り合せを実施します。

また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

(目標の設定の根拠)

国有財産は国民共有の貴重な財産であり、国にとってより有利な価格を追求するとともに、価格を公表することにより透明性の向上を図る必要があるためです。

政3-3-5-B-2：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施

(平成30年度目標)

物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。

(目標の設定の根拠)

歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。

	政3-3-5-B-3：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施	
	(平成30年度目標)	東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。
	(目標の設定の根拠)	東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。
	政3-3-5-B-4：国有財産の管理処分事務等の外部委託	
	(平成30年度目標)	国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。
	(目標の設定の根拠)	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。
	政3-3-5-B-5：政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分	
	(平成30年度目標)	特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。 また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。
	(目標の設定の根拠)	特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。
	政3-3-5-B-6：物納株式等の管理・処分	
	(平成30年度目標)	物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。
	(目標の設定の根拠)	物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由		
該当なし		
参考指標	○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」	

施策	政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実					
取組内容	A 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとしています。					
	国会への早期報告については、決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。					
	B 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。					
	具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを作成し、引き続き公表します。					
	また、国有財産の各種統計や、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。					
	C すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表します。また、国有財産物件情報メールマガジンを配信するなど、積極的な情報提供を行います。					
定量的な測定指標						
政3-3-6-A-1：国有財産増減及び現在額総計算書等の会計検査院への送付日	年度	26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)
	目標値	-	-	28.9月初旬	29.9月初旬	30.9月初旬
	実績値	26.9.2	27.9.1	28.9.2	29.9.1	
(目標値の設定の根拠)						
決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。						
[主要] 政3-3-6-A-2：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日	年度	平成26年度 (25年度決算)	27年度 (26年度決算)	28年度 (27年度決算)	29年度 (28年度決算)	30年度 (29年度決算)
	目標値	-	-	28.11.20 前後	29.11.20 前後	30.11.20 前後
	実績値	26.11.18	28.1.8	28.11.18	29.11.21	
(注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。						
(目標値の設定の根拠)						
決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。						

定性的な測定指標

政3-3-6-B-1:財務省ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上

(平成30年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。

政3-3-6-B-2:未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信

(平成30年度目標)

すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地に関する情報については、国民の利便性の向上等の観点から積極的に情報提供する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」

○参考指標 2 「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	2,170,793千円	2,008,713千円	2,005,244千円	1,581,042千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	1,536,603千円	1,522,269千円	1,846,059千円	1,528,795千円	
内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査	5,108千円	5,108千円	5,018千円	4,940千円	0014
内 府省共通国有財産総合情報管理システム	1,496,252千円	1,487,339千円	1,811,996千円	1,489,241千円	0015
(事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	634,190千円	486,444千円	159,185千円	52,247千円	0016
(項) 公務員宿舍施設費	6,464,500千円	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	
(事項) 公務員宿舍建設等に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む))	6,464,500千円	6,206,819千円	6,695,678千円	6,901,029千円	0016

(項) 財務局業務費	14,501,996千円	11,977,938千円	12,078,565千円	12,361,031千円	
(事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費	10,832,782千円	8,726,792千円	8,741,149千円	8,902,683千円	
内 普通財産管理処分経費	8,565,820千円	6,386,307千円	6,322,108千円	6,394,510千円	0018
(事項) 公務員宿舎の維持管理に必要な経費 (公務員宿舎の維持管理に必要な経費)	3,669,214千円	3,251,146千円	3,337,416千円	3,458,348千円	0019
(項) 特定国有財産整備費 (一般会計)	421,047千円	617,346千円	1,311,645千円	2,036,813千円	
(事項) 防衛施設に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	—	—	—	—	0017
(事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	217,327千円	565,796千円	1,311,645千円	1,802,244千円	0017
(事項) その他の施設に係る特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (一般会計))	203,720千円	51,550千円	—	234,569千円	0017
(項) 特定国有財産整備費 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)	47,640,313千円	58,973,160千円	27,300,541千円	17,429,552千円	
(事項) 特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	22,396,501千円	38,191,121千円	10,644,350千円	7,777,696千円	0020
(事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費 (特定国有財産の整備 (財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定))	25,243,812千円	20,782,039千円	16,656,191千円	9,651,856千円	0020
その他	893,859千円	1,610,695千円	1,303,546千円	9,865,827千円	行政事業レビューの対象外
合計	72,092,508千円	81,394,671千円	50,695,219千円	50,175,294千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 3 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局 (国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室)	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	---	------------	-----------

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-4-1: 国庫金の効率的な管理

政3-4-2: 国庫金の出納事務の正確性の確保

政3-4-3: 国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政3-4-1: 国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体（用語集参照）として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等へ無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

〔主要〕	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政3-4-1-A-1: 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位: %)	目標値	—	—	19.6	20.5	過去5年の平均より増加
	実績値	17.4	21.6	27.0	N.A.	

(注1) 資金需要の平均額に対し、国庫余裕金の繰替使用及び政府短期証券の国庫内引受の平均残高の合計額が占める割合。

(注2) 年度ごとの財政状況等による特別な変動の影響をなるべく排除するため、目標値には過去5年の平均を利用しています。

(注3) 資金需要の顕著な増加や、国庫の余裕資金の大幅な減少が数年にわたり継続する場合、今後、目標値の設定について見直しを行うことが考えられます。

(注4) 平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）や、特別会計等が発行する政府短期証券の引受け（政府短期証券の国庫内引受）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民

	間からの資金調達額を抑制することが可能となります。したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」 ○参考指標 2 「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」

施策	政3-4-2:国庫金の出納事務の正確性の確保					
取組内容	国庫金の出納事務は、会計法第34条第1項及び日本銀行法第35条第1項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされていることから、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中されており、日本銀行により総括的な計算整理がなされています。財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。 また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように進めていきます。 （注）財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。					
定量的な測定指標						
[主要] 政3-4-2-A-1:一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 (単位:円)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	N. A.	
(注)平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。 (出所)主計局司計課、理財局国庫課調 (目標値の設定の根拠) 国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果(歳入歳出主計簿)が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。 引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

施策	政3-4-3:国庫収支に関する情報提供					
取組内容	国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html)					
	A 国庫と民間との間における資金受払の収支(国庫対民間収支)に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します(年12回)。					
	B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金(用語集参照)の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します(年4回)。					
	C 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します(年1回)。					
定量的な測定指標						
[主要] 政3-4-3-A-1:国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位: %)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	100	100	100	100	100
	実績値	100	100	100	N. A.	
(注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国庫課調 (目標値の設定の根拠) 国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。 ① 「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回) ② 「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回) ③ 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 資産債務管理費	54,100千円	126,504千円	55,667千円	55,629千円	
(事項)国庫金の管理に必要な経費	54,100千円	126,504千円	55,667千円	55,629千円	
内 国庫収支見込システム	52,546千円	125,316千円	54,656千円	54,618千円	0021

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 4 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局 (国庫課)	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	-----------	------------	-----------

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。

（注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。

日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条）。

また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-1-1: 通貨の円滑な供給

政4-1-2: 偽造通貨対策の推進

政4-1-3: 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行

政4-1-4: 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理

政4-1-5: 通貨への関心の向上

関連する内閣の基本方針

○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成 25 年 12 月 10 日閣議決定）

施策 政4-1-1: 通貨の円滑な供給

取組内容

A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券製造計画、貨幣製造計画を策定し、これらの計画において、日本銀行券については製造枚数、貨幣については製造・発行枚数を定めています。

市中における通貨の流通状況等を勘案し、日本銀行券については製造枚数を定める日本銀行券製造計画、貨幣については製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。

（注1）「日本銀行券製造計画について」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/currency/bill/lot/index.html>

（注2）「貨幣製造計画について」

財務省ウェブサイト

<https://www.mof.go.jp/currency/coin/lot/index.html>

B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目（用語集参照）が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験（用語集参照）を行います。

定性的な測定指標

[主要] 政4-1-1-B-1: 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行

(平成 30 年度目標)

通貨が様々な経済取引の決済において、国民から信頼され、安心して使われるよう、通貨の流通状況等を勘案の上、通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。

	(目標の設定の根拠) 日本銀行券及び貨幣を円滑に供給するためには、市中における通貨の流通状況等を勘案した製造計画の策定等を適切に行う必要があるためです。
	政 4-1-1-B-2: 製造貨幣大試験の適切な実施
	(平成 30 年度目標) 製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。
	(目標の設定の根拠) 市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「通貨の流通高」

施策	政4-1-2: 偽造通貨対策の推進
取組内容	通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、「「世界一安全な日本」創造戦略」（対象期間：平成32年までの7年間）も踏まえ、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。 具体的には、 A 通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。 B 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。 C 過去において偽造500円貨幣が大量に発見されていることや貨幣の磨損状況等を踏まえ、偽造貨幣の発見を容易にするため、市中に流通する500円貨幣のクリーン化（用語集参照）を引き続き実施します。 D 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 政4-1-2-B-1: 偽造通貨対策の適切な推進
	(平成 30 年度目標) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。
	(目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	

参考指標	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」
-------------	---------------------

施策	政4-1-3: 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
-----------	-----------------------------

取組内容	記念貨幣（用語集参照）については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 5 条第 2 項において、「国家的な記念事業（用語集参照）として閣議の決定を経て発行する」とこととされています。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣及び小笠原諸島復帰50周年記念貨幣について、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。 （注1）「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣について」 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣は、東京大会の開催までに 30 種類程度を発行することとしています。 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/2020_olympicgames/index.html （注2）「小笠原諸島復帰50周年記念貨幣について」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/currency/coin/commemorative_coin/ogasawara50/index.html
-------------	---

定性的な測定指標

[主要] 政4-1-3-B-1: 記念貨幣の適切な発行

(平成30年度目標)

記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。

(目標の設定の根拠)

記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	該当なし
-------------	------

施策	政4-1-4: 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
-----------	-------------------------------

取組内容	磨損等により市中の流通に不適当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金（用語集参照）に関する法律」（平成14年法律第42号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、市中へ売却しています。 必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。
-------------	--

定量的な測定指標

[主要] 政 4-1-4-A-1: 地金の 売払い計画及び実績 (単位: t、%)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	1, 200. 0	850. 0	250. 0	0	250. 0
	実績値	1, 204. 41 (100. 4)	851. 5 (100. 2)	251. 4 (100. 6)	0 (-)	

(注) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調 (目標値の設定の根拠) 磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ市中へ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

施策	政4-1-5:通貨への関心の向上
取組内容	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。
定性的な測定指標	
[主要]政4-1-5-B-1:通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応	
(平成30年度目標)	
通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。	
(目標の設定の根拠)	
通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものであるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	14,906,886 千円	14,789,726 千円	14,712,923 千円	14,846,120 千円	
(事項) 貨幣の製造等に必要経費	14,906,886 千円	14,789,726 千円	14,712,923 千円	14,846,120 千円	
内 貨幣の製造に必要な経費	14,894,161 千円	14,776,829 千円	14,698,519 千円	14,829,925 千円	0023

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 4 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局 (国庫課通貨企画調整室)	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	------------------	------------	-----------

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、健全な財政の確保の観点から、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等とともに、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃、金融機関の破綻処理に関する業務を行う関係機関の監督を行っています。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携しつつ、金融システムの安定のための諸措置を実施します。

また、地域経済の活性化支援や東日本大震災への対応も含め、関係機関の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1: 金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2: 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針

- 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)
- 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29年12月22日閣議決定)

施策 政4-2-1: 金融システムの安定のために必要な制度の整備

取組内容

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。

また、金融システムのセーフティネットとしての政府保証枠(用語集参照)については適切に設定していく必要があります。そのため、預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、政府保証枠が適切なものとなるよう努めます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政4-2-1-B-1: 金融システムの安定のために必要な制度の整備

(平成30年度目標)

金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、金融庁等と連携して、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、政府保証枠が適切なものとなるようにします。

(目標の設定の根拠)

金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」

	○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」 【再掲（総4-1：参考指標 1）】
	○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」 【再掲（総4-1：参考指標 2）】

施策	政4-2-2: 預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	預金保険機構、保険契約者保護機構及び投資者保護基金等について、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担を避けるため、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等が適切に行われるよう、金融庁等と連携しつつ、監督します。 仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。 預金保険機構については、国民負担を避けるため、金融庁と連携して、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関により金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。 加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、公的資金を適正に活用し、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。 また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。
定性的な測定指標	
【主要】 政4-2-2-B-1: 預金保険機構等の適切な監督	
(平成 30 年度目標)	
預金保険機構、保険契約者保護機構及び投資者保護基金等について、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、予算・資金計画の策定や借入残高等の管理等が適切に行われるよう、金融庁等と連携しつつ、監督します。	
(目標の設定の根拠)	
適切な監督を通じて国民負担を避けるためです。	
また、預金者や保険契約者、投資者の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	
【主要】 政4-2-2-B-2: 株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督	
(平成 30 年度目標)	
地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ地域経済の活性化に資する事業活動を支援する株式会社地域経済活性化支援機構について、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。	
(目標の設定の根拠)	
公的資金を適正に活用し、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	
【主要】 政4-2-2-B-3: 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督	
(平成 30 年度目標)	
被災地域における事業者の再生を支援する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、関係省庁と連携しつつ、適切に監督します。	

(目標の設定の根拠)	
公的資金を適正に活用し、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入等残高」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」 ○参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」 ○参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」 ○参考指標 7 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	10,739 千円	10,652 千円	10,549 千円	10,506千円	
(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	10,739 千円	10,652 千円	10,549 千円	10,506千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 4 - 2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	-----------	------------	-----------

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

○「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政5-1-1：生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

取組内容

関税率の設定・関税制度の改善に当たっては、最近における内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、公平・中立・簡素という観点に留意しつつ法令改正（関税改正）を行っており、引き続きこの基本的な考え方に基づいて 関税改正の検討を行っていきます。

各年度における関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、生産者・消費者・利用者等の現状や諸外国の関税制度等も踏まえて検討を行っています。また、関係省庁から提出される関税改正要望について、その政策目標・効果等を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っています。

さらに、学識経験者、消費者の代表者等からなる関税・外国為替等審議会関税分科会での調査、審議を踏まえて関税改正を行っており、平成30年度においても、こうした取組を着実に実施します。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-1-1-B-1：適切な関税改正の実施

(平成30年度目標)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

施策	政5-1-2： 特殊関税制度の適正な運用									
取組内容	不当廉売関税（用語集参照）などの特殊関税制度については、不公正な貿易取引、輸入急増による国内産業への損害に対する対応などの役割を通じて、自由貿易体制の秩序維持・強化に資することが期待されていますが、反面、制度の濫用や恣意的な運用を避けなければならないことから、特殊関税の調査や賦課決定等の制度の運用に当たっては、WTO（用語集参照）協定及び国内関係法令に則り、透明かつ公平・適正な運用に努めていきます。なお、特殊関税制度の運用に当たっては、関税・外国為替等審議会に諮ることとしています。 引き続き、これらの取組を着実に実施します。 （注）特殊関税制度とは、WTO協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。									
定性的な測定指標										
[主要] 政5-1-2-B-1:特殊関税制度の適正な運用										
(平成30年度目標)										
特殊関税制度の適正な運用を行う。										
(目標の設定の根拠)										
グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。 例えば、不当廉売関税に関する調査に当たっては、これまで調査開始から終了（最終決定）まで平均14か月程度の調査期間を要していたところ、調査や賦課決定等の適正性にも留意しつつ特殊関税の調査期間の短縮を進めることを目標としています。 (参考) 不当廉売関税に関する調査の実績（直近2年） <table><tr><td></td><td>最終決定件数</td><td>平均調査期間</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>2</td><td>14か月</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>3</td><td>14か月</td></tr></table> (注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、最終決定について調査開始から1年後を目途に行うこととされています。			最終決定件数	平均調査期間	平成28年度	2	14か月	平成29年度	3	14か月
	最終決定件数	平均調査期間								
平成28年度	2	14か月								
平成29年度	3	14か月								
今回廃止した測定指標とその理由										
該当なし										
参考指標	該当なし									

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
（項） 関税制度等企画立案費	817,677千円	513,773千円	582,420千円	663,131千円	
（事項） 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	817,677千円	513,773千円	582,420千円	663,131千円	

(財務省 30 政 5 - 1)

		内 輸出入・通関 情報処理システム等経費	717,471千円	409,118千円	453,100千円	521,027千円	0024
--	--	-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	------

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--------	------------	-----------

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場です。この点につき、第196回国会における内閣総理大臣施政方針演説は「引き続き、自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく21世紀型の経済秩序を世界へと広げてまいります」としています。さらに、「未来投資戦略2017」を踏まえ、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進することが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 総理大臣施政方針演説」（平成30年1月22日）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）

施策 政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。

A WTOにおける取組

WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。財務省としては、こうした政府全体の取組に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から貢献していきます。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議では、電子商取引分野及び漁業補助金に関する作業計画等が決定され、また、電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について有志国による閣僚声明が発出されました（平成29年12月）。財務省としては、引き続き関係省庁と連携しつつ、これらの分野の議論の推進に向け貢献していきます。

取組内容**B** 経済連携の推進に係る取組

我が国では、平成30年3月現在、20か国との間で17の経済連携協定（EPA）が署名又は発効済みです。

TPP（用語集参照）交渉については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が議論を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われました。TPPのもつハイスタダードを維持しつつバランスの取れた内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国は引き続き各国と連携しつつ、本協定の発効と効果的な実施に向けて積極的に取り組みます。

また、日EU・EPA（用語集参照）は、平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至りました。日EU・EPAの交渉妥結は、世界中で保護主義の動きが広まる中で、日本とEUが自由貿易の旗手としてその旗を高く掲げ、自由貿易を力強く前進させていくとの揺るぎない政治的意思を全世界に対して示すものです。今後は、本協定の早期の署名・発効を目指します。

また、RCEP（用語集参照）等のその他の経済連携についても、交渉を引き続き推進していきます。

これらの経済連携の推進については、「未来投資戦略2017」においても、「日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA（用語集参照）などの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」こととされています。

	こうした政府全体の方針を踏まえ、引き続き関税制度・通関制度を所管する立場等からこうした交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めることで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 (参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成30年3月現在) http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi/shinchoku.pdf
--	--

定性的な測定指標

【主要】 政5-2-1-B-1: 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(平成30年度目標)

WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合」【再掲(総5-2: 参考指標1)】
	○参考指標2「EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」

施策	政5-2-2: 税関分野における貿易円滑化の推進
取組内容	税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものであり、「総合物流施策大綱(2017年度～2020年度)」等においても貿易円滑化の推進が政府の重要政策の一つと位置付けられています。こうした中、平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定の途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。 A 途上国の税関行政近代化への取組 安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、開発途上国における税関行政の近代化を通じ、貿易円滑化を図るべく、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心とした関税技術協力を行っています。具体的には、日本に途上国税関の職員を招へいする受入研修、日本の税関職員を専門家として途上国に派遣する専門家派遣等を行っています。 税関を取りまく環境変化を踏まえつつ、限られた人員・予算の中、より効果的・効率的な関税技術協力を実施するためには、中期的な戦略が必要であり、①安全・安心な社会の実現、②日系企業の海外展開の側面支援のためのビジネス環境整備、③WTO貿易円滑化協定の受諾及び実施の推進、④各国との関係構築の4つを優先支援分野としております。 ①については、特に重点を置いており、全体の半分程度のリソースを投入していきます。特にWCOが実施しているセキュリティの向上に係る世界的な施策については、人的・資金的な貢献を強化します。また、②については、多くの途上国で知的支援が期待さ

れる輸入事後調査（用語集参照）やリスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。また、日本の支援によりベトナム及びミャンマーに導入されたNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの着実な運用と活用を支援します。③のWTO貿易円滑化協定については、開発途上国の多くは、その実施に困難を抱えており、技術支援の世界的なニーズが増々高まっております。そのため、我が国は、平成29年度においてWCOが実施した52のワークショップに人的・資金的貢献を行っています。

今後とも、こうした支援に取り組んでいきます。

B 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みであるAPEC、さらに我が国を含むアジア地域と欧州との間の地域協力の枠組みであるASEM（用語集参照）等の枠組みについても、貿易円滑化を推進する観点から積極的に活用します。

平成30年度は、APECでは、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

ASEMでは、ASEM関税局長・長官会合（平成29年10月、ベルリン（ドイツ）開催）において決定した、平成30年から2年間の税関分野における優先活動項目のうち、「国際郵便物の国境取締りに関する取組」のアジア側コーディネーターを務めるなど、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の推進に引き続き貢献していきます。

ロシアとの間では、平成29年4月に日露局長級税関協力会議が開催され、税関協力と貿易円滑化に関する協力覚書が署名されました。本協力覚書は、両国の税関当局間で、リスクの低い輸出者に関する情報、摘発情報等の交換や、専門家対話の設置等、貿易円滑化に向けた協力を行うこととするものです。

中国及び韓国との間では、平成29年11月に第6回日中韓3か国関税局長・長官会議が開催され、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」を更新し、3か国の税関間でのさらなる協力の推進に合意をしました。また、同会議に合わせ、日中税関協力会議等が開催され、両国税関の更なる協力強化について意見交換を行いました。引き続き、テロ対策、不正薬物の密輸取締りに係る取組、金地金の密輸に関する協力、貿易円滑化など、貿易の安全確保と円滑化という各国共通の目標に向け、2国間及び3か国間の良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

C EPAにおける取組

我が国が締結したEPAにおいては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後のEPA交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効しているWTOの貿易円滑化協定の内容を上回る規定にすることにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。

D 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進

するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換等の相互支援や、また、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）及び税関当局間取決めを、EU及びその加盟国や、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の国等と締結しています。さらに、これまで発効・署名しているEPAのうち、多くの二国間協定及びTPP協定には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。平成29年度には新たにベルギー、メキシコ及びブラジルと締結し、台湾とは、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で税関相互支援のための民間取決めが署名されました。このことにより、情報交換等に関する枠組みを構築した国・地域は34か国(地域)となりました。今後も情報交換ネットワークの拡大等に向け、これまで締結に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域の国も含め、各国との締結に向け努力していきます。

定量的な測定指標

[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政5-2-2-A-1: 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位：国・地域)	目標値	前年より増加	前年より増加	32	34	前年より増加
	実績値	28	30	31	34	

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当) 調

(目標値の設定の根拠)

税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。

定性的な測定指標

政5-2-2-B-1: 税関分野における貿易円滑化の推進

(平成30年度目標)

税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1 「改正京都規約(税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成18年2月発効) (用語集参照) に係る締約国数」

○参考指標2 「研修・セミナーの実施状況(関税技術協力)」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 関税制度等企画立案費	54,031千円	52,709千円	49,162千円	55,293千円	
(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	54,031千円	52,709千円	49,162千円	55,293千円	行政事業レビューの対象外

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5 - 2 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--------------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「未来投資戦略2017」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2017」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸輸入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」
（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「観光ビジョン実現プログラム2017」
（平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）
- 「知的財産推進計画2017」（平成29年5月16日知的財産戦略本部決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収**取組内容****A 輸入（納税）申告の適正性の確保等**

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査（用語集参照）に重点的に取り組んでいきます。

また、適正な輸入（納税）申告等が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

さらに、保税地域（用語集参照）の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

この他、観光基盤の拡充・強化を図る観点から国際観光旅客税法案が国会に提出されているところですが、税関が税務署と並んでその徴収を担うこととなっているため、同法案の成立後、関係省庁とともに平成31年1月の施行に向けて制度周知を図るなど、適切な実施に努めてまいります。

B 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格、原産地及び減免税について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度（用語集参照）を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることにより、予見可能性が高まり、円滑な輸入手続きを行うことが出来ます。

このような事前教示制度の利用を促進するため、関係者向けの説明会や税関の窓口等において周知し、そのメリットを丁寧に説明します。また、事前教示制度の運用に当たっては、進捗管理を実施し、迅速かつ適正な事務処理を遂行します。

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1:事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等) (単位：％、日)	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	文書による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.9	N. A.	
	平均処理日数（日）	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
		実績値	13.3	13.1	13.0	N. A.	
	口頭による回答（％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
		実績値	99.9	99.9	99.8	N. A.	

	(注1) 平成29年度実績は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (注2) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。）以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度）があります。 輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。
--	--

定性的な測定指標

[主要] 政5-3-1-B-1：輸入（納税）申告の適正性の確保

(平成30年度目標)

関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。

(目標の設定の根拠)

関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標1「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標2「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標3「輸入事後調査実績」 ○参考指標4「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標5「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」
-------------	---

施策	政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止
取組内容	A 取締体制の整備 税関では、覚醒剤・麻薬等の不正薬物や銃器をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品等について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。我が国では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019の開催を目前に控えており、これらの機会を狙ったテロの脅威は重大な懸念であることから、税関におけるテロ関連物資の水際取締りに取り組んでいます。 不正薬物・テロ関連物資等の水際取締りに当たっては、積荷・貨物情報や旅客情報をできるだけ早く電子的に入手し、取締り対象を効率的に絞り込んでリスクの高い貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締・検査機器の活用による重点的な水際取締りを行います。特に、乗客予約記録（PNR）については、平成

29年5月、観光立国推進閣僚会議において決定された「観光ビジョン実現プログラム2017」においても、円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、電子的な取得を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を図るとされています。また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画2017」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化、国際的な協力等を通じて、より一層強化していく必要があります。また、急増する金密輸に対応するため、平成29年11月に「『ストップ金密輸』緊急対策」を策定・公表いたしました。本緊急対策に基づき、金密輸の取締りを着実に実施してまいります。

さらに、テロ関連物資等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査（用語集参照）についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

B 関係機関との連携と情報の収集

不正薬物・テロ関連物資等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸関連情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関、外国税関やWCO等の国際機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定（用語集参照）等締結への取組を積極的に進めていきます。

また、急増する金密輸に対応するため、「『ストップ金密輸』緊急対策」に基づき、金密輸に係る情報収集や他機関との連携を強化していきます。

こうして国内外関係機関から得られた密輸関連情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、不正薬物・テロ関連物資等の密輸の阻止に努めます。

定量的な測定指標

政5-3-2-A-1:不正薬物の水際押収量の割合 (単位: %)	年度		平成26年度 (平成22～26年平均)	27年度 (平成23～27年平均)	28年度 (平成24～28年平均)	29年度 (平成25～29年平均)	30年度目標値 (平成26～30年平均)
	目標値	不正薬物	増加	増加	増加	増加又は前年並み	増加又は前年並み
		うち覚醒剤	増加	増加	増加	増加又は前年並み	増加又は前年並み
	実績値	不正薬物	75.4	78.1	82.5	N.A.	
		うち覚醒剤	99.8	99.3	98.4	N.A.	

(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。 (注2) 平成25～29年の実績値は、平成29年における国内全押収量の把握が10月頃となる予定であるため、その把握後、平成31年度事前分析表に掲載予定です。 (出所) 関税局調査課調 (目標値の設定の根拠) 根拠の力以下具体的な数値目標 具体的な数値目標の設定は困難ですが、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があり、実績値は高水準で推移していることから、目標値を「増加又は前年並み」としました。						
政5-3-2-A-2：出港前 報告情報による検査の割合 (単位：%)	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値				増加	増加
	実績値	9.2	10.4	11.4	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局監視課調 (目標値の設定の根拠) 輸入貨物の検査においては、輸入申告前に出港前報告情報を活用した検査対象貨物の選定（事前選定：用語集参照）を行い、重点的な取締りを行っています。今後とも、当該情報を活用し、事前選定することを、より充実していくこととしているため、目標値を「増加」としました。						
定性的な測定指標						
[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施 (平成30年度目標) 国際貿易における秩序維持を図るため、水際において社会悪物品等（不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する水際取締りの厳正な取締りを実施します。 (目標の設定の根拠) 税関においては、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であることから、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する水際取締りの厳正な実施を行うことを目標として設定しました。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標2「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標3「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 上記1～3につき (https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/mitsuyu/cy2017/ka300223.pdf) ○参考指標4「金密輸の摘発実績・処分実績」 (https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/gold/cy2017/index.htm) (https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka20171107a.htm) ○参考指標5「知的財産侵害物品の差止実績」 (https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/index.html) ○参考指標6「輸出事後調査実績（実施件数）」 ○参考指標7「関係機関との連携・情報収集の実績」					

施策	政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上						
取組内容	近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まる中、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することも同時に求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。 具体的には、リスクの高い貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度（用語集参照）の更なる普及、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進など、輸出入通関、保税その他の税関手続に係る様々な制度の利用促進・改善を進めていきます。 また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善による利用者の一層の利便性向上を図るとともに、適正な運用に努めます。 さらに、入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関：用語集参照）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。						
	定量的な測定指標						
	政5-3-3-A-1：AEO事業者 新規承認数 (単位：者)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
		目標値	30	30	30	45	35
		実績値	33	44	38	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (参考) 平成27年度末現在のAEO事業者数は、609者（うち輸出者240者（貿易額シェアは57.2%）、輸入者91者（貿易額シェアは13.4%）、倉庫業者127者、通関業者144者（者数シェアは15.5%、輸出入申告件数シェアは52.9%）、運送者7者）。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度です。制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるための指標であり、目標値は近年の実績値やAEO制度についての相談状況等を踏まえ、設定しました。							
[主要] 政5-3-3-A-2：輸 出入通関にお ける利用者満 足度 (単位：%)	輸出入者 (上位 3段階)	目標値	—	—	65.0	65.0	65.0
		実績値	60.1	56.2	56.5	N. A.	
	輸出入者 (上位4 段階)	目標値	維持	維持	維持	95.0	95.0
		実績値	95.8	94.0	97.1	N. A.	
	通関業者 (上位3 段階)	目標値	—	—	75.0	75.0	75.0
		実績値	72.6	68.4	70.3	N. A.	
	通関業者 (上位4 段階)	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
		実績値	97.3	97.1	95.9	N. A.	

	(注1) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスも考慮して、上位4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。上位4段階の指標については、輸出入者に関しては近年の実績値を踏まえて95%とし、通関業者に関しては平成28年度の実績値が97%と極めて高い値であったことからこれを維持することとしました。上位3段階の指標については、輸出入者、通関業者とも近年の実績値を上回る目標値を設定しました。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「旅具通関に対する利用者の評価」

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
取組内容	輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年にNACCSを導入して以降、累次のシステム更改を行うとともに、平成15年には関係省庁システムとのシングルウィンドウ（用語集参照）化を実現し、その後、順次、関連する関係省庁システムをNACCSに統合するなど、通関、物流の迅速化、円滑化に取り組んできました。 財務省及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（NACCSセンター：NACCSの管理・運営会社）では、国際物流の一層の効率化に寄与することを目的として、平成29年10月に大規模なシステム更改を実施し、輸出入申告官署の自由化の実現及び通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進などの行政手続の改善のみならず、民間業務である船腹予約業務及び危険物明細書作成業務のシステム化等を実施し、より一層の利用者利便の向上に努めてきました。 このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSセンターと協力してNACCSの利便性向上に引き続き務めるとともに、NACCSセンターを適切に監督していきます。						
	定量的な測定指標						
	[主要] 政5-3-4-A-1：NACCSの利用状況(システム処理率) (単位：%)	年度	平成26年	27年	28年	29年	30年度目標値
		目標値				維持	維持
	実績値	98.5	98.5	98.8	N.A.		

	(注) 平成29年度実績値は、平成30年 6 月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課事務管理室調 (目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、近年の実績が98%以上であることを踏まえ、平成29年の実績値を維持することとしました。
定性的な測定指標	
	政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督 (平成30年度目標) NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。 (目標の設定の根拠) NACCSの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「NACCSの運用状況 (システム稼働率)」

施策	政 5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実
取組内容	関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様にご案内いただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。 このため、税関ホームページにおいて、原産地規則（用語集参照）、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続きや貿易統計等のページ構成について随時見直しを行い、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。また、これらの情報については、講演会や税関見学においても、引き続き発信していきます。 また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。 さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	2,500,000	2,900,000	3,000,000	3,500,000	3,600,000
	実績値	2,897,470	2,937,334	3,559,752	N. A.	

(注) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。

政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階） (単位：%)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	92.9	92.2	95.4	N. A.	

(注1) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

税関の取組については、講演会や税関見学の際に分かり易い形で積極的に説明し、理解していただくよう努めていますが、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が90%以上であることを踏まえ、直近の実績値を維持することとしました。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	事前教示制度	目標値	75.0	75.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	78.9	79.0	80.0	N. A.	
	納期限延長制度	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績値	78.2	78.0	82.8	N. A.	
	AEO制度	目標値	90.0	90.0	維持	90.0	90.0
		実績値	87.2	86.4	89.4	N. A.	

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度に係る情報提供を行い、利用者の利便性の向上に努めるとともに、実効性ある税関行政実現を図るための指標であり、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

[主要]	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：％)	目標値		80.0	80.0	81.0	85.0	85.0
	実績値		80.4	83.5	83.4	N. A.	
(注1) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めていますが、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。							
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度） (単位：％)	上位3段階	目標値	—	—	80.0	80.0	80.0
		実績値	72.9	69.8	66.7	N. A.	
	上位4段階	目標値	維持	維持	維持	95.0	96.0
		実績値	96.4	95.7	95.9	N. A.	
(注1) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 平成29年度実績値は、平成30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (参考) 利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があることから、それらのバランスも考慮して、上位3段階及び4段階で評価することとしました。 (目標値の設定の根拠) 税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標であり、上位4段階の指標については、近年の実績値を踏まえ、十分に高い目標値に、上位3段階の指標については、近年の実績値を上回る目標値を設定しました。							
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数（単位：件）	年度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値		—	—	—	1,600,000	1,600,000
	実績値		1,447,352	1,536,354	1,552,290	N. A.	
(注) 平成29年度実績値は、30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。 (出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています（カスタムスアンサー）。平成28年度までは、カスタムスアンサーのトップページへのアクセス件数を目標値に係る指標としていましたが、カスタムスアンサー全体としての利用状況（Q&Aの閲覧回数）、Q&Aの充実度を測定できる指標とするため、平成29年度から、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標として用いることとしました。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る値を設定しました。							

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標 2 「税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 税関業務費	28,813,697千円	31,364,593千円	30,835,899千円	30,348,344千円	
(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	28,813,697千円	31,364,593千円	30,835,899千円	30,348,344千円	
内 輸出入・通関情報処理システム等経費	12,006,974千円	12,186,523千円	12,000,056千円	12,529,439千円	0024
内 税関監視艇整備運航経費	1,221,108千円	1,267,634千円	1,189,318千円	1,270,832千円	0026
内 X線検査装置整備等経費	1,019,077千円	2,247,951千円	1,276,040千円	856,878千円	0027
内 大型X線検査装置整備等経費	2,991,503千円	3,137,531千円	2,959,943千円	2,566,382千円	0028
内 埠頭監視カメラ整備等経費	1,993,242千円	2,288,532千円	2,749,246千円	2,834,694千円	0029
内 麻薬探知犬整備等経費	116,245千円	124,339千円	140,435千円	125,878千円	0030
(項) 国際観光旅客税財源税関業務費	—	—	—	800,000千円	
(事項) 国際観光旅客税財源輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	—	—	—	800,000千円	新 30-0001
(項) 船舶建造費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	
(事項) 船舶建造に必要な経費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	
税関監視艇整備運航経費	474,910千円	883,689千円	617,992千円	1,049,195千円	0026
(項) 関税制度等企画立案費	787,085千円	785,922千円	780,724千円	807,724千円	
(事項) 関税中央分析所に必要な経費	323,680千円	323,594千円	326,939千円	328,640千円	行政事業レビューの対象外
内 取締機器等調査研究経費	45,735千円	43,002千円	48,348千円	60,566千円	0025
(事項) 税関研修所に必要な経費	463,405千円	462,328千円	453,785千円	479,084千円	行政事業レビューの対象外
合計	30,075,692千円	33,034,204千円	32,234,615千円	33,005,263千円	

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 5-3 に係る予算額を記載しています。

(注2) 「(項) 国際観光旅客税財源税関業務費」に係る「平成30年度当初予算額」及び「平成30年度行政事業レビュー番号」を追記し、「平成30年度当初の合計」について計数を訂正しました。

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--	------------	-----------

- 政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

**政策目標の内容及び
目標設定の考え方**

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、近年は、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

関連する内閣の基本方針

○「第193回国会 総理大臣施政方針演説」（平成29年1月20日）

○「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

施策 政6-1-1：外国為替市場の安定

取組内容

為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。

A 外国為替市場の安定化に向けた取組

平成29年初から、金融・為替市場においては、世界経済の緩やかな回復が続く中、米国、欧州、中国の政治・経済の動向や、北朝鮮をはじめとする地政学リスクなどを意識したような動きが見られたところです。

こうした中、G7バーリ財務大臣・中央銀行総裁会議（平成29年5月12-13日）の共同声明においては、「財政・金融政策が、国内目的を達成することに向けられてきており、今後もそうしていくこと」「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与え得る」との認識などを改めて共有し、G7タオルミーナサミット（平成29年5月26-27日）において、首脳間でも認識を再確認いたしました。

また、G20バーデン＝バーデン財務大臣・中央銀行総裁会議（平成29年3月17-18日）やG20ハンブルグサミット（平成29年7月7-8日）においても同様に、これまでの首脳宣

言や共同声明において確認されてきたことを改めて確認し、共有しました。

国内においては、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っています。

財務省としては、引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G 20、G 7 等における国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。

また、外国為替平衡操作実施状況については、引き続き適切な作成・公表を行っていきます。

B 外貨準備の運用

為替介入等を通じて保有することとなった外貨準備は、政府短期証券（F B）（用語集参照）により調達した円資金に見合う外貨資産を保有しているものであり、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行うことで、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。

C 国際金融市場のモニタリング

国際金融市場のモニタリングは、外為法に基づき定期的に提出される報告書から作成する統計をベースとし、関係者からのヒアリングや、専門家との意見交換、必要に応じ補足的な報告を求めることにより、経常収支・金融収支の動向や取引実態の把握に努めています。

報告を取りまとめ、作成・公表する「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等は、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。加えて、国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1:外国為替市場の安定に向けた取組、外貨準備の運用状況、国際金融市場動向にかか る正確かつ適時な 情報の提供		作成 頻度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月 1 回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年 4 回	4/4	4/4	4/4	N. A.	4/4
	外貨準備等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	N. A.	1/1
	国際収支状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
	本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	N. A.	1/1
	オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
	対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
	達成割合		100%	100%	100%	N. A.	

	(出所) 国際局為替市場課 (注) 平成29年度実績値は、30年6月末までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定。 国際収支状況 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞ 本邦対外資産負債残高 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm＞ 外貨準備等の状況 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm＞ 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm＞ 外国為替平衡操作実施状況 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/feio/data.htm＞ オフショア勘定残高 ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/offshore/data.htm＞ 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） ＜https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞ (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況や国際収支状況等について、引き続き正確にかつ適時公表することとし、上記目標値を設定しました。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「為替相場の動向」 ○参考指標 2 「国際収支動向」 ○参考指標 3 「対外資産負債残高」 ○参考指標 4 「外貨準備動向」 ○参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」
--------------------	---

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
取組内容	A 国際金融システムの安定 強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、G 20、G 7 等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。G 20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一のフォーラムとされています。本年12月からのG 20議長国として、それまでの議長国（アルゼンチン）等と協力し、引き続き、国際金融システムの安定化に向けて、これらの枠組みに積極的に参画していきます。 B 国際通貨基金（IMF）の議論への参画 平成20年秋の金融危機発生以降、国際通貨基金（IMF：用語集参照）は、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。 また、IMFは、危機予防目的の資金支援等や、加盟国へのサーベイランス（政策監視）の一層の強化、G 20、G 7 への技術的なインプット等、様々な役割を期待されています。 我が国は、平成28年に延長に合意した600億ドルのIMFへの資金貢献取極の平成31年末までの継続など、IMFの資金基盤強化にも積極的に貢献しています。 クオータ（出資割当額）の見直し等の包括的なIMF改革についても、平成22年12月に採

	択された、クオータの倍増と新興国等のシェア（投票権）の上昇等を内容とする2010年改革が、平成28年1月に発効し、現在第15次一般クオータ見直しの議論が進められています。我が国は、IMFを通じて国際金融システムの安定を実現すべく、こうしたIMFの議論に積極的に参画し、IMFの更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国においても、日本人スタッフの増加のために努力を続けていきます。 以上のような、G20、G7、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、当該施策を重要施策として取り組んでいきます。
--	--

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-2-B-1: 国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（平成30年度目標）

G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」
- 参考指標2「国際通貨基金（IMF）の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）」

施策 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

取組内容

アジア地域は、底堅い内需により堅調な成長を続けているものの、グローバル経済・金融環境の変化により、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも、地域金融市場の安定を図るには平素からの金融協力が重要であり、平成29年5月に開催されたASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議では、最近の世界・地域経済の情勢及び政策運営、今後の地域金融協力の更なる強化について議論されました。

A チェンマイ・イニシアティブ等の地域金融協力及び二国間の金融協力

アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金（ドル）を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）の設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。

我が国は、平成30年5月に予定されているASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視を行うとともに、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）のサーベイランス能力及び組織能力を強化する取組を引き続き支援していきます。

	さらに、こうした多国間（マルチ）の地域協力の枠組みに加え、二国間（バイ）の取組も重要です。特に、中国、韓国、インド等のアジアの国々との関係は、我が国の持続的成長のために重要です。これらの国との緊密な意見交換を引き続き推進していきます。 A S E A N各国との関係においては、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピンとの4カ国との間で二国間通貨スワップ取極（用語集参照）を締結しています（平成30年1月時点）。そのうちフィリピンとの間では米ドルに加えて日本円とも交換可能となるよう平成29年10月に改正を行いました。その他の国との間でも日本円とも交換可能な二国間通貨スワップ取極の締結を目指す等、引き続き金融安定のための二国間金融協力を推進していきます。 B アジア債券市場育成イニシアティブ アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）は、資金調達における通貨及び期間のミスマッチを緩和し、効率的で流動性の高い現地通貨建て債券市場を育成することを目的に、平成15年8月開催のA S E A N + 3財務大臣会議にて合意・開始されたものです。本イニシアティブによって、これまで域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、平成14年末と比べ、A S E A N + 3の現地通貨建て債券市場の規模は約9倍に拡大しています。 我が国は、引き続き、アジアにおける貯蓄をアジアに対する投資に活用し、アジアの金融市場の安定に資するべく、本イニシアティブに積極的に参加・貢献していきます。 今後も、金融市場の安定のため、マルチ及びバイの場を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進していきます。
定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-3-B-1: アジアにおける地域金融協力への取組 （平成30年度目標） A S E A N + 3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進していきます。 （目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することは、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額」 ○参考指標2「A S E A N + 3の現地通貨建て債券市場の規模」
施策	政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動、及び現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題は国際社会全体の課題です。これらに対処するため、これらに関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。 このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々

な制裁措置を講じてきました。具体的には、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置の着実な実施を図ります。

また、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F（金融活動作業部会）（用語集参照）勧告の実施等を進めていきます。平成31年に予定される第四次対日相互審査に向けた対応等について、引き続き関係省庁等と協力して必要な対応を進めていきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査マニュアルに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-4-B-1: 国連安保理決議及び国際協調等に基づく制裁措置の実施等

（平成30年度目標）

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく資産凍結の措置等の着実な実施を図ります。

また、国際社会と協調し、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F 勧告の実施等を関係省庁等と協力して推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、内部監査のヒアリングを含む外国為替検査を実施していきます。

（目標の設定の根拠）

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく資産凍結の措置等及び F A T F 勧告の着実な実施が、国際金融システムの安定に資するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 4）】」

○参考指標 2 「外国為替検査の実施状況」

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
（項）事務取扱費	745,103 千円	1,200,387 千円	1,673,914 千円	1,937,524 千円	
（事項）外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	745,103 千円	1,200,387 千円	1,673,914 千円	1,937,524 千円	
（項）諸支出金	67,374,879 千円	64,980,257 千円	121,320,152 千円	176,114,433 千円	
（事項）手数料等に必要な経費	67,374,879 千円	64,980,257 千円	121,320,152 千円	176,114,433 千円	
（項）融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1,167 千円	949 千円	731 千円	731 千円	

	(事項) 融通証券事務取扱費 の財源の一般会計へ繰入れに 必要な経費	1, 167 千円	949 千円	731 千円	731 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰 入	1, 240, 364, 199 千円	823, 963, 221 千円	490, 969, 382 千円	492, 384, 010 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会 計へ繰入れに必要な経費	1, 240, 364, 199 千円	823, 963, 221 千円	490, 969, 382 千円	492, 384, 010 千円	
	合計	1, 308, 485, 348 千円	890, 144, 814 千円	613, 964, 179 千円	670, 436, 698 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域 協力課、為替市場課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	------------------------------------	------------	-----------

○ 政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の社会・経済への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3：債務問題への取組

政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）
- 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月 21 日公表）
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成 27 年 11 月 21 日公表）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成 28 年 5 月 23 日公表）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）
- 「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年 6 月 9 日閣議決定）

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

取組内容

我が国は、持続可能な開発のための2030アジェンダ（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年2月10日に閣議決定された開発協力大綱でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。

財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款：用語集参照）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks：MDBs（用語集参照））及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-1-B-1:ODAの効率的・戦略的な活用 (平成30年度目標) 円借款等を実施するにあたって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 (目標の設定の根拠) 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。
	政6-2-1-B-2:その他の政府資金(OLF: Other Official Flows)の効率的・戦略的な活用 (平成30年度目標) J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。 (目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力は、ODAのみならず、OLFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められているためです。
	今回廃止した測定指標とその理由
	該当なし
	参考指標 ○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OLF及びPFの実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」 ○参考指標 3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 4 「J I C Aの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 5 「国際協力銀行(J B I C)の出融資保証業務実施状況」
施策	政6-2-2: 有償資金協力(国際協力機構(J I C A))を通じた支援並びに国際協力銀行(J B I C)及び国際開発金融機関(MD B s)を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力(国際協力機構(J I C A))を通じた支援や国際協力銀行(J B I C)業務、国際開発金融機関(MD B s)に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力(国際協力機構(J I C A))を通じた支援 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、平成27年11月21日には、「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、円借款や海外投融資(用語集参照)の更なる迅速化、新たな借款制度の創設など、円借款や海外投融資の制度改善策を発表し、現在これらの制度を運用しています。 円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務の持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定さ

れる国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）やアフリカ開発銀行などの地域開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援

国際協力銀行（JBIC）については、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めていきます。

また、JBICは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証または一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。これにより、サムライ債の東京市場への呼び込み・定着、日本の投資家の投資機会拡大に寄与し、ひいては東京市場の活性化につながられるよう取り組んでいきます。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨の長期借入等を可能としました。こうした機能も活用しつつ、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

C 国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、平成28年12月に合意された、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）の第18次増資ではパンデミックや自然災害への予防・備え・対応の強化が重点支援政策に位置づけられたほか、平成29年5月に横浜で開催されたADB総会では、ADBとの間で、質の高いインフラ整備や保健分野での連携強化を表明するなど、MDBsとの協力を積極的に推進しています。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。更に、政策協議等の場を活用してMDBs等との意見交換・議論を活発に行うとともに、MDBs等を通じた開発援助の役割を広く一般に紹介していきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）（用語集参照）は平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。我が国は、平成28年5月のG7伊勢志摩サミットや同年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において国際保健を重要な柱と位置づけ、UHC推進に係るビジョ

ンを示すなど、国際場裡における議論を先導しています。財務省としても、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めており、平成29年12月には世界銀行、世界保健機関（WHO）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のためには財務当局の関与が重要であるとの認識の下、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、UHC実現に向け議論に積極的に参画していきます。

E 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効したところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、さらには平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国となっております。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援するとともに、これらの地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-2-B-1:国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（平成30年度目標）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた議論への参画〔新〕

（平成30年度目標）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

開発途上国を含むあらゆる国・地域における持続的な経済発展のためには、UHCの実現が必要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現に向けた取組の推進が重要であるためです。

政6-2-2-B-3:地球環境保全に向けた議論への参画

（平成30年度目標）

我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：

	G C F) の運営に積極的に参画していきます。
	(目標の設定の根拠) 我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況 (日本人幹部職員数等を含む)」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (政6-2-1: 参考指標 2)】 ○参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (政6-2-1: 参考指標 5)】 ○参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」
施策	政6-2-3: 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、I M F や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。 財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入 (用語集参照) の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、I M F、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参加していきます。
定性的な測定指標	
	[主要] 政 6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画
	(平成 30 年度目標) 債務の持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、I M F、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。
	(目標の設定の根拠) 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	該当なし

施策	政 6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援																									
取組内容	開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。 この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施、また、海外の研究機関とのワークショップ等による研究交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。 同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。																									
	定量的な測定指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1211 496 1285">[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援</th><th data-bbox="496 1211 651 1285">年度</th><th data-bbox="651 1211 810 1285">平成26年度</th><th data-bbox="810 1211 970 1285">27年度</th><th data-bbox="970 1211 1129 1285">28年度</th><th data-bbox="1129 1211 1289 1285">29年度</th><th data-bbox="1289 1211 1479 1285">30年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1285 496 1442">に関する研修・セミナー参加者の満足度 (研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)</td><td data-bbox="496 1285 651 1442">目標値</td><td data-bbox="651 1285 810 1442">95.0以上</td><td data-bbox="810 1285 970 1442">95.0以上</td><td data-bbox="970 1285 1129 1442">95.0以上</td><td data-bbox="1129 1285 1289 1442">95.0以上</td><td data-bbox="1289 1285 1479 1442">95.0 以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="193 1442 496 1630">(単位: %)</td><td data-bbox="496 1442 651 1630">実績値</td><td data-bbox="651 1442 810 1630">98.9</td><td data-bbox="810 1442 970 1630">99.1</td><td data-bbox="970 1442 1129 1630">99.1</td><td data-bbox="1129 1442 1289 1630">N. A</td><td data-bbox="1289 1442 1479 1630"></td></tr> </tbody> </table> (注) 平成29年度の実績値は、平成30年 6 月に確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。 (出所) 関税局参事官室 (国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課調 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	に関する研修・セミナー参加者の満足度 (研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0 以上	(単位: %)	実績値	98.9	99.1	99.1	N. A
[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値																				
に関する研修・セミナー参加者の満足度 (研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0 以上																				
(単位: %)	実績値	98.9	99.1	99.1	N. A																					
今回廃止した測定指標とその理由																										
該当なし																										
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」																									

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 経済協力費	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	
(事項) 経済協力に必要な経費	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	
内 アジア開発銀行等 拠出金	29,598,715 千円	31,462,187 千円	30,244,486 千円	29,923,972 千円	0031~0049
内 独立行政法人国際 協力機構有償資金協力 部門出資金	48,260,000 千円	130,070,000 千円	45,180,000 千円	46,010,000 千円	0050
内 米州投資公社出資 金	—	943,536 千円	1,074,907 千円	817,214 千円	0051
その他	447,610 千円	506,590 千円	1,319,611 千円	870,924 千円	行政事業レビュー の対象外
合計	78,306,325 千円	162,982,313 千円	77,819,004 千円	77,622,110 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 2 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	--	------------	-----------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、政府は「インフラシステム輸出戦略」において日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、2020年に約30兆円（2010年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成するとの目標を掲げています。加えて、各地域の膨大なインフラ整備需要に各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表しました。

財務省としては、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1 : 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

関連する内閣の基本方針

- 「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日改訂）
- 「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月21日公表）
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」（平成27年11月21日公表）
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

施策

政6-3-1 : 円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

取組内容

新興国を中心とした急速に拡大しているインフラ需要に対応するため、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、日本企業の世界市場への積極的な展開を支援することが求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでも円借款（用語集参照）や国際協力銀行（JBIC）等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、円借款やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。

A 円借款による支援

円借款については、これまでに様々な制度改善を実施してきました。例えば、平成27年11

月21日には「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」として、円建て債務を貸付け完了後に外貨建て債務に転換できる選択肢を借入国に付与する外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入や、ドル建て借款の創設等、制度改善策を発表しました。こうした新たな制度も活用し、円借款を通じて日本企業の参画を支援することで、新興国の経済発展を支援しつつ、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B 国際協力銀行（J B I C）による支援

国際協力銀行（J B I C）による支援については、平成27年5月21日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年5月18日、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）を改正し、「特別業務」の新設によるJ B I Cの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネー供給拡大のための機能を強化しました。

日本企業の海外展開支援は「未来投資戦略2017」においても、重要な柱の一つとされており、J B I Cが有する様々なツールを一層活用し、途上国等海外の経済発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、財務省としては積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

政6-3-1-B-1:円借款を通じた支援の取組

（平成30年度目標）

日本企業の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じて、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、円借款による支援を着実に実施していきます。

（目標の設定の根拠）

我が国が開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款は重要なツールの一つであるためです。

〔主要〕政6-3-1-B-2:国際協力銀行（J B I C）を通じた支援の取組

（平成30年度目標）

国際協力銀行（J B I C）においては、「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、J B I Cの更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等、リスクマネーの供給拡大のための機能強化等を行ったところであり、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押ししていきます。

（目標の設定の根拠）

日本企業の海外展開を支援していく上では、先般の法改正により「特別業務」の新設による更なるリスク・テイクや現地通貨建て融資の拡大を可能にする等のリスクマネーの供給拡大のための機能強化を行った国際協力銀行（J B I C）による出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「円借款実施状況」【再掲（政6-2-1：参考指標 2）】 ○参考指標 2 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（政6-2-1：参考指標 5）】」 ○参考指標 3 「海外インフラ案件の受注金額」【再掲（総5-1：参考指標 5）】
-------------	--

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
--------------	----------------	-------------------	-----------

○ 政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的・効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等とその役割

○ 財務省所管の政府関係金融機関等

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融並びに危機対応（内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について主務大臣による危機認定がなされた場合の「指定金融機関（用語集参照）」に対する信用供与）を行う政府関係金融機関。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務

財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ウェブサイト

(https://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm) を参照。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政7-1-1 : 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

○「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）

○「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

施策 政7-1-1：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保**取組内容**

政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」等を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の生産性向上を促進し、その活力を引き出すことで経済の好循環を確立するため、日本政策金融公庫において、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等のための財務基盤の強化といった措置を講じてきたところです。また、「未来投資戦略2017」に沿って、創業前後における地域金融機関との連携・協調の優良事例について、収集・分析・発信を行っています。今後も、創業や事業承継を行う中小企業・小規模事業者への支援等に注力し、民間金融機関との連携・協調を図りつつ目利き力を発揮して、経営改善に積極的に取り組む中小企業等を支援することで、地域経済の活性化等に寄与していきます。

また、平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号）により創設された特定投資（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、成長資金を時限的・集中的に供給する仕組み）について、「未来投資戦略2017」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府関係金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、この特定投資を通じ、成長資金の供給を促進してきたところです。今後も、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等も踏まえ、東日本大震災及び熊本地震等からの復興に貢献するよう、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）において、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置を受け、円滑な資金供給を実施しています。（注）危機対応業務のうち「デフレ脱却等」は29年度末に終了。

特に、東日本大震災については、日本政策金融公庫において、

- 1 影響を受けた中小企業等の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」の継続
- 2 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施などの措置を講じているところであり、今後も「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）を踏まえ、復興事業の出口を見据えつつ、引き続き被災企業の実態に則し、その資金繰りの円滑化を図っていきます。

また、熊本地震については、日本政策金融公庫において、「平成28年熊本地震特別貸付」や被災地域における創業に係る融資の貸付利率の引下げ及び「セーフティネット保証第4号」（通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証）の措置を継続しており、引き続き被災企業の資金繰りを支援していきます。

（参考）株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。

定性的な測定指標

[主要]政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化

（平成30年度目標）

中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業の実施を確保します。

	(目標の設定の根拠) 「未来投資戦略2017」等を踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する必要があるためです。
	[主要]政7-1-1-B-2：地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化
	(平成30年度目標) 成長資金の供給業務の実施を確保します。
	(目標の設定の根拠) 平成27年度に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組を支援する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」
	○参考指標 2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」
	○参考指標 3 「政府関係金融機関の金利の推移」
	○参考指標 4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」

施策	政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
取組内容	政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。 そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行います。 政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。 主務省としては、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、 1 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、 2 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ります。 これらの取組に当たっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。 特に、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務における不正行為事案については、中小企業庁や金融庁等の関係省庁と緊密に連携しつつ、主務省共同検査や二度の業務改善命令（平成29年5月及び10月）を実施しており、今後、「商工中金の在り方検討会」の提言（中間取りまとめ）等を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築やガバナンスの強化の取組がなされるよう、業務改善計画の策定・実行等について適切な監督を行い、適正な業務運営の確保を図ります。 なお、政府関係金融機関等においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権や「金

融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)に基づく開示債権を公表するなど、その充実に引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

[主要] 政7-1-2-B-1: 政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施

(平成30年度目標)

「平成30検査事務年度・検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行います。

(目標の設定の根拠)

株式会社日本政策金融公庫法等、各政府関係金融機関等の根拠法令に基づき、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、財務の健全性及び法令等遵守態勢を整備・確立するなど適正な業務運営の確保を行う必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標 2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標 3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」

政策目標に係る予算額	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度当初	平成 30 年度行政事業レビュー番号
(項) 政策金融費	73,645,843 千円	131,615,723 千円	73,983,480 千円	65,336,796 千円	
(事項) 政府関係金融機関の運営に必要な経費	73,560,000 千円	131,536,000 千円	73,904,000 千円	65,255,000 千円	
新創業融資等実施事業(注2)	13,760,000 千円	54,336,000 千円	20,104,000 千円	14,755,000 千円	0052
中小企業信用保険事業	59,800,000 千円	77,200,000 千円	53,800,000 千円	50,500,000 千円	0053
(事項) 危機対応円滑化業務に必要な経費	85,843 千円	79,723 千円	79,480 千円	81,796 千円	
危機対応円滑化業務	85,843 千円	79,723 千円	79,480 千円	81,796 千円	0054

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 7-1 に係る予算額を記載しています(予備費は含まず)。

(注2) 平成 30 年度の行政事業レビューにおいては、「新創業融資等実施事業」に「セーフティネット貸付等実施事業」を統合することを予定しています。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	平成 31 年 6 月
-------	-----------	------------	-------------

○ 政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任の一部を政府が再保険するもので、地震被害が大きく、損害額が巨額に上る場合、民間の損害保険会社だけでは支払いが困難になるので、損害額が一定の額を超過した場合、その超過した部分について、国が再保険金を支払うという仕組みです。地震再保険事業は、地震被害に遭った場合の被災者の生活の安定や生活再建等に寄与することを政策の目標としています。

この目標を実現するためには、地震再保険事業を適切かつ健全に運営することが重要であることから、安定的な制度実現に向けた不断の検討・見直しを行うとともに、迅速・確実な再保険金の支払いを行っています。また、保険会社等に対して、地震保険の普及活動等を積極的に行うよう指導・助言するとともに、地震保険検査を実施しています。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

取組内容

被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、迅速・確実な再保険金の支払いを確保するなど、官民連携して契約者に対し保険金を迅速に支払うよう努めています。こうした中で、東日本大震災や熊本地震を起因とする保険金支払いにより、民間の負担力が低下するとともに、今後も首都直下地震、南海トラフ地震及び北海道沖地震等の発生が懸念され、地震保険制度の強靱性が求められています。

これまで、安定的な制度実現に向けた不断の検討・見直しを行ってきており、東日本大震災の発生を受けて、平成24年から平成27年にかけて開催した「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）及びPTフォローアップ会合において、料率改定や商品性見直し等の課題についての議論を行いました。その結果を踏まえ、平成29年1月には、損害区分をより細分化することにより、損害の実態に照らし保険金支払割合の格差を縮小する「地震保険に関する法律施行令」の一部改正を施行しました。

平成30年度には、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行うなど、引き続き地震保険制度の安定的な運営が確保されるよう努めます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の実現〔新〕

(平成30年度目標)

地震保険制度について、自然災害に対処する政府の取組を取り巻く環境の変化への対応や地震保険制度の更なる強靱性向上に向けた検討を行い、あわせて契約者に保険金が迅速に支払われるよう、迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の安心感を確保するよう努めます。

	(目標値の設定の根拠) 中央防災会議防災対策実行会議において、現在の科学的知見では確度の高い地震予測は難しいとされる一方で、南海トラフ地震に対する新たな防災対応の検討が行われるなど、地震保険制度を取り巻く環境は変化しています。P T 報告書においても、「地震国日本における安心の拠り所として地震保険をより良いものとするべく鋭意取り組むことを求める」とされています。あわせて、被災者の生活の安定に寄与するためには、迅速に保険金が契約者に支払われるよう、再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であることから、目標とします。
--	---

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高」 ○参考指標 2 「過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）」
------	---

施策	政8-1-2：地震保険の普及
----	----------------

取組内容	引き続き、広く国民の目に留まるような積極的な広報活動に努めます。また、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していくこととします。 具体的な周知啓発の内容については、例えば、 ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 特に巨大地震が起きたときの被害が甚大である地震危険に対する意識を高めること、 ・ 地震による被災後の生活再建に大きく寄与するといった地震保険の必要性を認識してもらうこと、 ・ ノーロス・ノープロフィットの原則（用語集参照）により保険料が通常の損害保険より割安、政府が再保険を行うことにより低廉な保険料で巨大地震にも対応する制度、地震保険料控除などの税のメリットがあることなど保険料水準に対する理解を得ること、 といった様々な工夫を行っていきます。 また、P T 報告書及びP T フォローアップ会合では、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されています。複数段階で予定されている地震保険料率の引上げの1回目が平成29年1月に実施されているところですが、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。
------	---

定性的な測定指標

〔主要〕 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組〔新〕

(平成30年度目標)

財務省ウェブサイトやSNSを活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界と意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。

(目標値の設定の根拠)

①P T 報告書、②P T フォローアップ会合、③平成28年11月28日の行政改革推進会議の特別会計に関する検討の結果の取りまとめ、において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由	
○（旧）測定指標政8-1-1-A-1「地震保険の普及率等の推移」 （理由） 地震保険の普及の取組に係る測定指標として、地震保険の普及率（世帯数に対する地震保険契約件数の割合を表したもの）及び付帯率（新規に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した件数の割合を表したもの）を使用していましたが、これらの指標については、①平成29年度財務省行政事業レビューにおいて委員から「財務省が能動的に動いて上昇するものではなく、より適切な成果目標の設定の検討に努めること」との指摘を受けていること、②大地震の発生や世帯数・共済への加入者数の影響といった、地震保険への加入促進の取組の成果を反映しない他律的要因による面があることから、参考指標とすることとしました。	
参考指標	○参考指標 1「地震保険の普及率等の推移」

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施					
取組内容	地震保険を取り扱う損害保険会社等に対して実施する地震保険検査については、「地震保険に関する法律」（昭和41年法律第73号）第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、また、損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係する書類の検査を実施し、その検査先数を目標とします。					
定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の 推移	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	5 社	5 社	5 社	5 社	5 社
	実績値	5 社	5 社	5 社	N. A.	
（出所）大臣官房政策金融課調 （目標値の設定の根拠） 地震保険の引き受けを行っている保険会社等（平成29年4月時点：30社）のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、平成30年度は5社を目標値としています。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
（項）再保険費	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	
（事項）地震再保険金 支払に必要な経費	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	
地震再保険事業	139,123,061千円	152,929,116千円	179,457,197千円	186,843,599千円	0055
（項）事務取扱費	2,162千円	2,137千円	2,141千円	2,141千円	

(財務省 30 政 8 - 1)

	(事項) 地震再保険事業 に必要な経費	2, 162千円	2, 137千円	2, 141千円	2, 141千円	行政事業レビュー の対象外
	合計	139, 125, 223千円	152, 931, 253千円	179, 459, 338千円	186, 845, 740千円	

(注)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 8 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
-------	-----------	------------	-----------

○ 政策目標 9 - 1 : 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国家公務員共済組合制度は、国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに国家公務員の職務の能率的運営に資することを目的とする社会保険制度です。具体的には、被保険者である組合員（国家公務員）と使用者である国とが所要の保険料を分担拠出し、組合員又はその被扶養者について所要の給付事由が発生した場合に、所定の保険給付等を行っています。

上記の目的を踏まえ、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度の構築及び管理を行っていくことが重要であると認識しています。その際、「社会保障制度改革推進法」（平成 24 年法律第 64 号）、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）等に沿って取り組む社会保障制度改革及び諸外国との社会保障協定に適切に対応すること、福祉事業を含む全ての事業について、適正な運営を確保することが重要であると考えています。

（注）国家公務員共済組合の事業内容

（１）短期給付事業

- ① 保健給付：病気、負傷又は出産に係る給付
- ② 休業給付：育児、介護等の休業に係る給付
- ③ 災害給付：災害に係る給付

（２）長期給付事業

- ① 厚生年金保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金
- ② 退職等年金給付：退職年金、公務障害年金、公務遺族年金

（３）福祉事業

病院、宿泊事業等の経営、臨時支出に対する貸付け、生活必需物資の供給等

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

政9-1-2：諸外国との社会保障協定への対応

政9-1-3：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保

関連する内閣の基本方針

- 「第 196 回国会 総理大臣施政方針演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「第 196 回国会 財務大臣財政演説」（平成 30 年 1 月 22 日）
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

施策

政9-1-1：被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

取組内容

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）等により、平成27年10月に被用者年金制度の一元化を行いました。一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。国家公務員共済組合連合会から業務概況書の送付を受けた後、評価を行い、その結果を公表します。評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していきます。

	また、公的年金等が保有する資金の運用等のあり方に関する有識者会議の提言を踏まえ、資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を実施すべく所要の対応を行います。 さらに、「社会保障制度改革推進法」等に沿って取り組む社会保障制度改革について、国家公務員共済組合制度を所管する立場から、関係省庁とも連携を図って、引き続き検討を進めます。
--	---

定性的な測定指標

〔主要〕政9-1-1-B-1:被用者年金一元化後の年金制度の適正な運営を含む社会保障制度改革への対応

(平成30年度目標)

国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価をするにあたって、外部から専門的な意見を伺うため、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会を開催します。

(目標の設定の根拠)

被用者年金一元化により、国家公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付積立金の業務概況書について、財務大臣による運用評価の仕組みを導入しました。年金積立金の運用は、長期的な観点から行う必要があり、安全かつ効率的な管理及び運用が行われるよう適切に注視していく必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

—

参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」 ○参考指標 2 「年金種別年金受給権者数及び年金額の年次推移」 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」 ○参考指標 4 「短期負担金・掛金収入及びこれらの総報酬額に対する割合（平均保険料率）の年次推移」 ○参考指標 5 「短期収入総額と短期支出総額の比較及び年次推移」 ※参考指標 1、2、4、5 (https://www.mof.go.jp/budget/reference/kk_annual_report/data.html) ※参考指標 3 (http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/H29.8.pdf)
------	--

施策	政9-1-2: 諸外国との社会保障協定への対応
取組内容	国際的な人的交流の活発化に伴い、日本と諸外国との社会保障制度の二重適用の問題や、互いの国の年金制度の受給資格期間を満たせず保険料が掛捨てになるという問題を解決するため、日本と諸外国との間で、二国間の社会保障協定が順次締結されています。この社会保障協定締結の更なる推進に向けた取組に対し、関係省庁と連携を図って、適切な対応を行います。
定性的な測定指標	
〔主要〕政9-1-2-B-1: 諸外国との社会保障協定への対応	

	(平成30年度目標) 社会保障協定締結に向けて、関係省庁と連携を図り、適切な対応を行います。
	(目標の設定の根拠) 国際的な人的交流の活発化に伴う日本と諸外国の社会保障制度の二重適用の問題や、年金受給資格の問題を解決すべく、日本と諸外国との間で社会保障協定の締結を推進するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「社会保障協定の締結状況」 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html)

施策	政9-1-3：国家公務員共済連合会等の適正な運営の確保
取組内容	厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めます。
定性的な測定指標	
【主要】 政9-1-3-B-1：国家公務員共済組合連合会等の適正な運営の確保	
(平成30年度目標) 国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保します。	
(目標の設定の根拠) 厚生年金保険給付、退職等年金給付及び経過的長期給付の支給等の実務を担う国家公務員共済組合連合会等の適正な業務運営を確保することにより、安定的で効率的な国家公務員共済組合制度等の管理・運営に努めるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「男女別組合員数の年次推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 1)】 ○参考指標 2 「年金種類別年金受給権者数及び年金額の年次推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 2)】 ○参考指標 3 「厚生年金及び退職等年金給付の保険料率の推移」【再掲 (9-1-1：参考指標 3)】

政策目標に係る予算額	27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
(項) 国家公務員共済組合連合会等助成費	74,269,460 千円	70,397,028 千円	64,827,985 千円	65,797,534 千円	0056
(事項) 国家公務員共済組合連合会等補助等に必要経費	7,449,208 千円	7,117,271 千円	6,550,790 千円	6,458,633 千円	
(事項) 日本郵政共済組合等補助に必要な経費	117,500 千円	117,713 千円	118,071 千円	118,057 千円	
(事項) 日本郵政共済組合等負担金に必要な経費	66,702,752 千円	63,162,044 千円	58,159,124 千円	59,220,844 千円	

(注)「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 9 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	主計局（給与共済課）	政策評価実施予定時期	平成31年 6 月
--------------	------------	-------------------	-----------

○ 政策目標 10－1：日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条には、「日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されています。 一方、日本銀行法（平成9年法律第89号）第5条第1項には、「日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。」と、同条第2項には「この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、引き続き、人件費を含む経費の予算の認可、財務諸表の承認等を通じ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営が確保されるように努めます。
-------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政10-1-1：経費予算の認可

政10-1-2：財務諸表の承認

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政10-1-1：経費予算の認可

取組内容

日本銀行の予算については、日本銀行法第51条において、「日本銀行は、毎事業年度、経費に関する予算を作成し、当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定されています。

こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の人件費を含む経費の予算が効率的なものとなっていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。

定性的な測定指標

[主要]政10-1-1-B-1：経費予算の効率性の確保

(平成30年度目標)

日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の人件費を含む経費の予算が効率的なものとなっていることを確認する等の審査をします。

(目標の設定の根拠)

財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第51条において、日本銀行の経費の予算について、「当該事業年度開始前に、財務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。」と規定されているためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「認可対象経費の予算」

施策	政10-1-2：財務諸表の承認					
取組内容	日本銀行の決算については、日本銀行法第52条において、「日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されています。 こうした法律の規定等を踏まえ、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査を通して、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保します。					
定性的な測定指標						
[主要]政10-1-2-B-1：財務諸表の適正性の確保						
(平成30年度目標)						
日本銀行法の規定等を踏まえ、日本銀行の業務及び組織の適正な運営を確保するために、日本銀行の財務諸表について、関係法令の規定に則して適正な決算処理がなされていることを確認する等の審査をします。						
(目標の設定の根拠)						
財務省設置法第4条には、「日本銀行の業務及び適正な運営の確保に関すること」が、財務省の所掌事務として規定されており、また、日本銀行法第52条において、「財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と規定されているためです。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標 1 「財務諸表の主要な計数」					
政策目標に係る予算額		平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
		上記の政策目標に関連する予算額はありません。				
担当部局名	理財局総務課調査室			政策評価実施予定時期	平成31年 6 月	

○ 政策目標 11-1 : たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第1条では、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」が目的とされています。

また、近年のたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（用語集参照）を始めとする世界的なたばこ規制の流れを受け、喫煙と健康をめぐる国民の意識が高まっており、たばこパッケージの注意文言表示やたばこ広告に関する規制が必要とされているほか、未成年者喫煙防止に対する社会的要請も高まっています。その他、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、政府内に「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が設置され、受動喫煙防止に向けた議論が進められています。

塩事業法（平成8年法律第39号）第1条では、「塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資すること」が目的とされています。

同法では、塩市場が、製造・輸入・流通を国が包括的に管理して塩の安定供給を図る専売制から、原則自由の市場構造に転換したことを踏まえ、国の関与も必要最小限度のものとなっています。

以上の観点から、財務省設置法（平成11年法律第95号）第4条に基づく所掌事務である「たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整」に関する施策を進めます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

政11-1-2 : 塩事業の適切な運営の確保

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政11-1-1 : たばこ事業の適切な運営と管理・監督

取組内容

A 我が国が平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、財務省においては、平成17年7月以降、すべてのたばこ製品について新たな注意文言の表示を義務付けているほか、公共交通機関におけるたばこ広告や屋外広告を原則として禁止する等の措置を行っています。また、未成年者喫煙防止に対する取組を推進しています。その他、政府内の「受動喫煙防止対策強化検討チーム」の構成員として、政府全体の受動喫煙防止対策強化を進める取組に協力しております。

引き続き、関係省庁とも連携しながら、条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に適切に対応していきます。

B 未成年者喫煙防止を推進する観点から、たばこの自動販売機を設置する場合には、平成20

年7月から全国稼働している成人識別機能付たばこ自動販売機（以下「成人識別自販機」）の確実な導入を「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

また、成人識別自販機が全国稼働して以降、未成年者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、警察庁及び財務省の連名により業界団体に対し、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請しており、未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）第5条違反として処罰された小売販売業者にはたばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

さらに、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認等を行った上で販売することを「たばこ小売販売業の許可の条件」としており、違反があった場合には、たばこ事業法に基づく行政処分を行うこととしています。

引き続き、関係省庁等と連携しながら、未成年者喫煙防止を推進する観点から適切な施策の実施に努めていきます。

C 財務省は、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）に基づき、

- ・ 製造たばこ小売定価の認可
- ・ たばこ事業法に基づき当局が行った処分に対する不服申立て及び訴訟への対応
- ・ 各財務（支）局等及び各税関が行っているたばこ事業者に対する許可・登録等に関する事務の調整等
- ・ 日本たばこ産業株式会社に対する認可等

を行っています。

なお、製造たばこの小売販売業の許可に係る標準処理期間については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内としています。

引き続き、これらの事務について、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行います。

また、東日本大震災によって被災されたたばこ小売販売業者の営業再開が円滑に行われるよう、被災地域における小売販売業の許可の取扱いについて、必要な措置を講じています。

定量的な測定指標

[主要] 政11-1-A-1：製造 たばこ小売販売業 の許可に係る標準 処理期間達成率 (単位：%)	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値
	目標値	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.5以上
	実績値	99.9	99.9	99.9	N. A.	

(注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定するため、平成29年度の実績評価書に記載します。

(出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。

	(目標値の設定の根拠) 小売販売業の許可については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領において、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するように努めるとしていることに加え、近年の実績値が継続して目標値を上回っていることを踏まえ、平成30年度においては、目標値を平成29年度から引き上げています。
定性的な測定指標	
[主要] 政11-1-1-B-1：たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等に係る国内措置に関する取組	
(平成30年度目標)	
たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の関係会議や、政府内に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」に参加するとともに、関係省庁とも連携しながら、規制の見直し等を行うことにより、同条約等を踏まえた国内措置の円滑な実施に対応します。	
(目標の設定の根拠)	
我が国が、平成16年6月に締結し、平成17年2月に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約等を踏まえ、国内措置を円滑に実施していく必要があるためです。	
[主要] 政11-1-1-B-2：未成年者喫煙防止に対する取組	
(平成30年度目標)	
未成年者喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	
(目標の設定の根拠)	
未成年者喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	
[主要] 政11-1-1-B-3：たばこ事業者からの申請に対する許認可等の処理	
(平成30年度目標)	
日本たばこ産業株式会社、特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を行います。	
(目標の設定の根拠)	
たばこ事業者からの許認可等の申請に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、たばこ事業法の趣旨・目的に沿った円滑な処理を通じて、たばこ事業の健全な発展に向けた管理・監督を行うためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「小売販売業許可申請件数及び同許可件数」

施策	政11-1-2：塩事業の適切な運営の確保																																												
取組内容	A 塩事業については、平成14年4月以降、原則自由の市場構造に移行しましたが、塩需給見通し及び塩需給実績の作成・公表、生活用塩の供給業務等を行う塩事業センターに対する認可、各財務（支）局等及び各税関が行っている塩事業者に対する登録・届出に関する事務の調整等を通じ、塩事業の適切な運営の確保に努めます。 なお、塩の製造、特定販売及び卸売業の登録に係る標準処理期間については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日以内としています。 また、塩事業法第31条に基づき、緊急時においては、必要に応じて塩事業センターが保有する備蓄塩を供給し、食用塩の円滑かつ安定的な供給に努めていくこととします。 B 引き続き、次のとおり、塩の需給に関する情報提供を行います。 (参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/tab_salt/reference/index.html) - 塩事業法第3条第1項の規定に基づき、塩の用途別需要見込数量及び供給見込数量について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給見通し」を作成し、官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。 - 塩需給見通しを補完するとともに、塩事業者及び消費者に対し必要な情報を提供するため、塩の需要量及び供給量の実績について、塩事業センター及び塩事業者から報告を受けて集計を行った「塩需給実績」を作成し、財務省ウェブサイトに掲載します。																																												
	定量的な測定指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1059 499 1126">[主要]</th><th data-bbox="499 1059 652 1126">年度</th><th data-bbox="652 1059 813 1126">平成26年度</th><th data-bbox="813 1059 973 1126">27年度</th><th data-bbox="973 1059 1133 1126">28年度</th><th data-bbox="1133 1059 1292 1126">29年度</th><th data-bbox="1292 1059 1473 1126">30年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1126 499 1238" rowspan="2">政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）</td><td data-bbox="499 1126 652 1238">目標値</td><td data-bbox="652 1126 813 1238">100.0</td><td data-bbox="813 1126 973 1238">100.0</td><td data-bbox="973 1126 1133 1238">100.0</td><td data-bbox="1133 1126 1292 1238">100.0</td><td data-bbox="1292 1126 1473 1238">100.0</td></tr> <tr> <td data-bbox="499 1238 652 1350">実績値</td><td data-bbox="652 1238 813 1350">100.0</td><td data-bbox="813 1238 973 1350">100.0</td><td data-bbox="973 1238 1133 1350">100.0</td><td data-bbox="1133 1238 1292 1350">N. A.</td><td data-bbox="1292 1238 1473 1350"></td></tr> </tbody> </table> (注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定するため、平成29年度の実績評価書に記載します。 (出所) 財務（支）局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。 (目標値の設定の根拠) 塩の製造、特定販売及び卸売の登録については、塩製造業者登録等取扱要領等において、申請を受理した日の翌日から20日（平成28年6月までは1か月）以内に処理するように努めるとしている中、引き続き全件を迅速に処理する必要があるため、過去の実績を参照して目標値を設定しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1608 499 1675">[主要]</th><th data-bbox="499 1608 652 1675">年度</th><th data-bbox="652 1608 813 1675">平成26年度</th><th data-bbox="813 1608 973 1675">27年度</th><th data-bbox="973 1608 1133 1675">28年度</th><th data-bbox="1133 1608 1292 1675">29年度</th><th data-bbox="1292 1608 1473 1675">30年度目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1675 499 1798" rowspan="2">政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]</td><td data-bbox="499 1675 652 1798">塩需給見通し（年1回）</td><td data-bbox="652 1675 813 1798">○</td><td data-bbox="813 1675 973 1798">○</td><td data-bbox="973 1675 1133 1798">○</td><td data-bbox="1133 1675 1292 1798">○</td><td data-bbox="1292 1675 1473 1798">○</td></tr> <tr> <td data-bbox="499 1798 652 1910">塩需給実績（年1回）</td><td data-bbox="652 1798 813 1910">○</td><td data-bbox="813 1798 973 1910">○</td><td data-bbox="973 1798 1133 1910">○</td><td data-bbox="1133 1798 1292 1910">○</td><td data-bbox="1292 1798 1473 1910">○</td></tr> </tbody> </table> (注) 「塩需給見通し」及び「塩需給実績」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合には×を記載します。 (出所) 理財局総務課たばこ塩事業室調 (目標値の設定の根拠) 塩事業者及び消費者に必要な情報を提供することにより、間接的に塩の需給及び価格の安定を図るためです。						[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.		[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]	塩需給見通し（年1回）	○	○	○	○	○	塩需給実績（年1回）	○	○	○	○
[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値																																							
政11-1-2-A-1：塩製造業者等の登録に係る標準処理期間達成率（単位：％）	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0																																							
	実績値	100.0	100.0	100.0	N. A.																																								
[主要]	年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度目標値																																							
政11-1-2-A-2：塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況[新]	塩需給見通し（年1回）	○	○	○	○	○																																							
	塩需給実績（年1回）	○	○	○	○	○																																							

定性的な測定指標					
[主要]政11-1-2-B-1：塩事業センターの監督、塩事業者からの登録等に対する処理					
(平成30年度目標)					
塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの事業計画及び収支予算の認可等の監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、処理を行います。					
(目標の設定の根拠)					
塩事業法の趣旨・目的に沿って円滑に、塩事業センターの監督を行うとともに、塩事業者からの登録・届出に対し、各財務（支）局等及び各税関とも連携し、処理を行うことを通じて、塩事業の適切な運営を確保するためです。					
今回廃止した測定指標とその理由					
○（旧）測定指標11-1-2-B-2「塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表」					
（理由）					
塩需給見通し及び塩需給実績の調査・公表については、「政11-1-2-A-2 塩需給見通し及び塩需給実績の定期的な公表状況」として新たに定量的な測定指標を設定したため、廃止しました。					
参考指標	○参考指標 1 「塩製造業者等登録件数」				
政策目標に係る予算額	平成27年度	28年度	29年度	30年度当初	平成30年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	理財局総務課たばこ塩事業室			政策評価実施予定時期	平成31年 6 月

参考 1 平成30年度において実施するアンケート調査の概要

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
1	税制関連ウェブサイトに関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 2-1-2-A-2: 財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価 (内容の分かりやすさ)】 (P. 40)	○実施場所 財務省税制関連ウェブサイト ○実施対象者 ウェブサイト閲覧者	平成30年秋頃 (一ヶ月間)	税制関連ウェブサイト内にアンケートページを開設	○無記名 ○5段階評価 ○主な質問項目 ・情報の見つけやすさ ・内容の分かりやすさ 等
2	国債広告の効果測定に関する調査委託業務 【政 3-1-5 に係る参考指標: 個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移】 (P. 48)	○実施場所 インターネット ○実施対象者 ・金融商品の購入経験者 (20歳以上) ・金融商品の購入未経験者 (20歳以上)	平成30年 9月予定	電子メールで通知し インターネット画面上で配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、名前だけは知っている、知らない 等) ○主な質問項目 ・個人向け国債及びその商品性の認知状況
3	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-3-A-2: 輸出入通関における利用者満足度】 (P. 95)	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	平成31年1月～ 平成31年3月予定	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・輸出入通関手続全体の満足度
4	税関検査に関するアンケート 【政 5-3-3 に係る参考指標: 旅具通関に対する利用者の評価】 (P. 96)	○実施場所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・一般旅客	平成31年1月～ 平成31年3月予定	各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・検査官の対応、申告手続のわかりやすさ、税関の密輸取締り等
5	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-5-A-2: 講演会及び税関見学における満足度】 (P. 98)	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者	平成31年1月～ 平成31年2月予定	見学会場、講演会場で配布・回収	○無記名 ○5段階評価 (大変良い、良い、どちらともいえない悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・講演会及び税関見学の満足度
6	税関相談/通関手続に関するアンケート 【《定量的》測定指標 政 5-3-5-A-3: 輸出入通関制度の認知度】 (P. 98)	○実施場所 ・全国9税関本関 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者	平成31年1月～ 平成31年3月予定	郵送、FAX、電子メールで配布・回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各通関制度の認知度 (事前教示制度、認定事業者制度等)

No.	アンケート名 【指標名】	実施対象者等	実施時期	用紙の配布方法 回収方法	主な質問項目
7	税関の広報活動に関するアンケート 【《定量的》測定指標政 5-3-5-A-4:密輸取締り活動に関する認知度】 (P. 99)	○実施場所 ・見学会、講演会の会場 ・全国の税関本関・支署・出張所 ・成田、関西、羽田、中部、福岡の各空港の旅具検査場 ○実施対象者 ・税関見学者 ・講演会参加者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者 ・一般旅客	平成31年1月～ 平成31年2月予定	(税関見学者等) 会場で配布・回収 (通関業者等) 郵送もしくは電子メールで配布・回収 (窓口来訪者) 窓口で配布・回収 (一般旅客) 各空港の旅具検査場で配布 郵送による回収	○無記名 ○選択式 (知っている、知らない) ○主な質問項目 ・各密輸取締活動の認知度(空港・海上等パトロール、麻薬探知犬・X線検査装置による検査等)
8	税関相談に関するアンケート 【《定量的》測定指標政 5-3-5-A-5:税関相談官制度の運用状況(税関相談についての利用者満足度)】 (P. 99)	○実施場所 ・全国の税関本関・支署・出張所 ○実施対象者 ・通関業者 ・輸出入者 ・窓口来訪者	平成31年1月～ 平成31年3月予定	(通関業者等) 郵送、FAX、電子メールで配布・回収 (窓口来訪者) 窓口で配布・回収	○無記名 ○7段階評価 (大変良い、良い、やや良い、普通、やや悪い、悪い、大変悪い) ○主な質問項目 ・相談業務、カスタムスアンサー全体についての満足度
9	知的支援に関する研修・セミナーのアンケート 【《定量的》測定指標政 6-2-4-A-1:知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度】 (P. 113)	○実施場所 研修所・セミナー会場 ○実施対象者 研修生・セミナー受講者	平成30年4月～ 平成31年3月の間 (各研修・セミナー1時)	研修・セミナー中に配付 研修・セミナー終了時に回収	○5段階評価 ○主な質問項目 ・研修・セミナー全体の満足度

(注) アンケート欄の「P. ○○」は、本文中当該測定指標又は参考指標が掲載されている部分のページ番号です。

用 語 集

あ アジア債券市場育成イニシアティブ

平成 15 年 8 月の ASEAN+3（日中韓）財務大臣会議で合意された、域内の民間貯蓄を経済発展に必要な中長期の資金ニーズに結び付けることを目的とし、域内の債券発行体の多様化、市場インフラの整備等を通じて債券市場の育成を図っていくイニシアティブ。

い 一般歳出

国の一般会計の歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

え 円借款

開発途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付けるもの。円借款の実施は、国際協力機構（JICA）が担当。

か 海外 I R

国債に係る海外投資家との関係強化の取組のこと。投資家との対話等を通じて、投資家のニーズに応じた情報を正確かつタイムリーに提供している。

買入消却

国債の発行者である国が、償還期限が到来する前に国債を買い入れ、これを消却することで債務を消滅させること。

改革工程表

「経済・財政再生計画」推進のために経済財政諮問会議の下に設置された専門調査会においてとりまとめられた、主要な改革項目 80 項目の全てについて、改革の具体的な内容、規模、時期等について明確化したもの（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）。

海外投融資

主として、民間セクターが開発途上地域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または出資するもの。

外国為替資金証券

特別会計に関する法律第 83 条第 1 項の規定に基づき「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」に発行される、政府短期証券。

改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）

各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより国際貿易を円滑に発展させることを目的とした、税関手続に係る国際標準を規定する条約。

昭和 48 年の WCO 総会（於：京都）で採択された『税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約』（通称：京都規約）を改正する形で作成された。

平成 11 年 6 月の WCO 総会で採択され、平成 18 年 2 月に発効。

貨幣回収準備資金

貨幣に対する信頼の維持を目的として、政府による貨幣の発行、引換え及び回収が円滑に行われるよう、一般会計に設置された資金のこと（貨幣回収準備資金に関する法律第 1 条及び第 8 条）。

貨幣のクリーン化

日本銀行に還流する貨幣の政府への回収割合を高めることにより、新規製造貨幣の市中流通を促進すること。

カレンダーベース市中発行額

あらかじめ定期的に額を定めて入札に

より発行する国債の、4月から翌年3月までの発行予定額の総額。

き 気候投資基金

(C I F : Climate Investment Funds)

「クリーン・テクノロジー基金」と「戦略気候基金」の2つの基金から構成される。前者は、主要な途上国における温室効果ガス削減に資するプロジェクトを支援、後者はぜい弱な途上国の気候変動の影響を軽減する対策や、森林保全、再生可能エネルギー分野の支援を実施。

基礎的財政収支

(P B : Primary Balance)

「借入を除く収支等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の収支等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

記念貨幣

国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣。

旧里道・旧水路

道路法上の市町村道等に、また河川法上の河川等に認定されていないもので、公共物としての機能を喪失したもの。

行政財産

国の行政の用に供するため所有する財産であり、さらに用途によって4つの種類に分けられる。

・公用財産：国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

・公共用財産：国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

・皇室用財産：国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

・森林経営用財産：国において森林経営のように供し、又は供すると決定した財産。

緊急関税

輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するために課する割増関税

金利スワップ取引

様々な金利変動リスクをヘッジすることを基本的な目的として、異なる種類の金利の支払いを一定期間にわたって交換する取引。

財政投融资との関連では、固定金利と変動金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整。

け 原産地規則

国際的に取引される物品の原産国（原産地）を決定するための規則。一般特惠関税制度や経済連携協定による特惠税率を適用する場合に用いる特惠原産地規則と、WTO協定税率や不当廉売関税の適用等に用いる非特惠原産地規則がある。

こ 公共随意契約

地方公共団体などに対し、公共性の高い用途に供するために行う随意契約。

国有畦畔・脱落地

農地に付随する畦等のうち、地租改正等明治の土地制度（地所名称区別及び国

有土地森林原野下戻法等)に基づいて、国有地とされているものであり、また、公図上無番地の無主の不動産であり、登記簿上も、民有地と区分されておらず、国有財産台帳にも登録されていないもの。

国有財産

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地、建物等の不動産、船舶、自動車、航空機等の動産、売払代金、貸付金等の債権、著作権、特許権等の知的財産権、地上権、鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある(広義の国有財産)が、本評価書における国有財産とは、国有財産法第2条及び附則第4条に規定されている財産(狭義の国有財産)をいう。また、国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産に分類される。

誤信使用財産

自己が正当に使用することができる財産であるとの誤信により使用が開始された等の経緯を有する財産。

国家的な記念事業

国が記念して行う事業。

国庫

国は、租税及び国債を主たる財源として現金を調達し、これにより公共事業、社会保障、教育、防衛等多様な行政を行っている。こうした財政活動の主体としてとらえた国のこと。

国庫金

国庫に属する現金のこと。

国庫金の過不足の調整

国庫金の受入(租税受入等)や支払(年金支払等)がなされる時期は様々であり、時期によって国庫には現金不足や余剰が生じる。国庫全体として現金の不足が見込まれる場合には、予算の支出を支障なく執行するため、財務省証券を発行することにより不足現金を調達する。国庫に一時的に余裕金(国庫余裕金)が発生した場合には、日本銀行に設けられている政府預金の中の当座預金から利子の付される国内指定預金に組み替えること等により国庫余裕金を管理している。

国庫原簿

予算決算及び会計令第128条の規定により、財務省が作成する国庫金の出納に関する帳簿。

さ 財政投融资

政府が国債(財投債)の発行により金融市場から調達した資金などを財源として、民間では困難な大規模・超長期プロジェクトの実施や、民間金融では困難な長期資金の供給を可能とするための投融资活動。

具体的な資金供給の手法として、①財政融資(地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して長期・固定・低利で行われる融資)、②産業投資(投資(主として出資)により長期リスクマネーを供給)、③政府保証(政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券に、政府が保証を行う)の3つの方法がある。

財政投融资計画

当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審

議、議決を受ける。

財投債

国が発行する国債の一種。商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われるが、国債の発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還・利払いが財政融資資金の貸付回収金によって賄われている点が、一般会計の歳出の財源となり、租税などを償還財源とする通常の国債とは異なる。このため、財投債は、経済指標のグローバルスタンダードである国民経済計算体系（SNA）上も、一般政府の債務には分類されておらず、また国の長期債務残高にも含まれていない。

財務省証券

財政法第7条第1項の規定に基づき「国庫金の出納上必要があるとき」に発行される、政府短期証券。

サムライ債

外国の政府・企業等の非居住者が、日本国内で円建てで発行する外債のこと。

相殺関税

外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税

し 資産負債管理（ALM）

金融業務を行うにあたって発生する各種のリスクを回避するため、資産（資金運用）と負債（資金調達）のバランスを総合的に管理すること。ALMとは、Asset Liability Management の略称。

事前教示制度

輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表上の所属区分（税番）、関税率、課税価格の決定方法等について照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度。文書により照会が行われる場合には、正式に文書により回答を行っており、当該照会に係る貨物の輸入申告の審査の際に尊重される。一方、口頭による照会については、文書による事前教示への回答とは性格が異なり、参考情報（ガイダンス）として口頭により回答する。（関税法第7条第3項）

事前選定

我が国へ到着する外国貨物等に関する情報を船舶等の到着前に入手し、当該情報等を活用して要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を行うこと。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として、2015年の9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標。①序文、②政治宣言、③持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（SDGs）: 17のゴールと169のターゲット）、④実施手段（MOI）、⑤フォローアップ・レビューから構成され、MDGsで残された課題（教育、母子保健、衛生等）と、この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するもの。先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサリティが最大の特徴。

指定金融機関

申請により指定され、危機対応業務とし

て、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、株式会社日本政策金融公庫法上、「指定金融機関」とみなされている。

社会保障・税一体改革 (社会保障と税の一体改革)

社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すもの。

出港前報告情報

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物について、原則として、当該コンテナ貨物の船積港を当該船舶が出港する24時間前までに、船会社等から電子的に報告される詳細な積荷情報。

※当該制度は、WCOの「基準の枠組み」に基づくもの。

乗客予約記録

(PNR : Passenger Name Record)

航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

シングルウィンドウ

関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信によって、複数の類似手続を同時に行えるようにするもの。

世 税関相互支援協定

税関当局間において社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束。

政策コスト分析

財政投融资を活用している事業について、一定の前提条件を設定し、これに基づいて、財投対象事業を実施するために将来必要と見込まれる補助金等と既に投入された出資金等の機会費用を、各財投機関が試算したもの。

税制調査会

内閣総理大臣の諮問に応じ、租税制度に関する事項について調査審議することを目的として内閣府に設置された機関。

製造貨幣大試験

通貨に対する国民の信頼を維持するため、造幣局が製造した貨幣を財務省が検査し、その量目(重さ)が適正であることを公開の場で示すもので、明治5年以降実施。

政府短期証券

一般会計と複数の特別会計が、法令の規定に基づき、その資金繰りに不足が生じる場合に発行できる短期証券。償還期限は原則13週間だが、国庫の資金繰りを効率的に行うための償還期限が2か月・6か月程度のものもある。

政府保証枠

預金保険機構等が民間金融機関等から資金の借入や債券発行する際に、政府がその債務を保証する金額の上限。

政府預金

会計法等の規定により、日本銀行において受け入れた国庫金は、国の預金(政府預金)とされている。政府預金は、その性格に応じて、当座預金、別口預金、指定預金、小額紙幣引換準備預金の4種類に区

分されている。

た たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約

たばこの健康に対する悪影響を減らし、人々の健康を改善することを目指し、各国の実情を踏まえ、たばこに関する広告、包装表示等の規制を行うことについて定めた条約。

ち チェンマイ・イニシアティブ

アジア通貨危機を教訓として、急激な資本流出により外貨支払いに支障をきたすような危機的な状況が生じた国に対し、危機の連鎖と拡大を防ぐため、短期の外貨資金を各国の外貨準備（ドル）から融通するもの。

地球環境ファシリティ

（GEF:Global Environment Facility）

開発途上国による、地球環境の保全・改善への取組を支援するための資金メカニズム。以下の5分野を支援対象としている：気候変動対策、生物多様性保全、国際水域汚染防止、土地劣化対策、化学物質・廃棄物対策。

地区計画活用型一般競争入札

地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が、地区計画等の都市計画決定をした上で行う入札方式。

知的財産侵害物品

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品及び不正競争防止法の規定に違反する物品をいう。知的財産侵害物品は、関税法上、輸出又は輸入し

てはならない貨物として規定されている。（関税法第69条の2及び第69条の11）

つ 通貨制度

通貨の単位や種類を定め、通貨に法的な強制通用力を付与する制度。我が国では、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」で定められている。

て デュレーション・ギャップ

資産または負債から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示している。

デュレーション・ギャップとは、資産・負債のデュレーションの差をいう。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることとなる。

と 特定国有財産整備計画

庁舎等その他の施設の使用の効率化及び配置の適正化を図るために、これを集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等を整備する場合に、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条）。

ドーハ・ラウンド交渉

平成13年11月、ドーハでの閣僚会議で立上げが合意された多角的貿易交渉（正式名称はドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda：略称DDA））。現在交渉中の分野は、「農業」「非農産品市場アクセス（NAMA）」「サービス」「ル

ール」「開発」「貿易関連知的財産権（T R I P s）」「環境」等。

に 二国間通貨スワップ取極

（B S A : Bilateral Swap Arrangement）

外貨流動性を必要とする国に対して、支援国が、被支援国の自国通貨を対価に、ドルや円等のハードカレンシーを短期間供給する取極。

二段階一般競争入札

土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う入札方式。

日 E U ・ E P A

日本と E U の間の経済連携協定。E U 加盟国はベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国の28カ国。（英国は平成29年3月に E U 離脱を通告。）

平成29年7月に大枠合意、同年12月に交渉妥結に至った。

の ノーロス・ノープロフィットの原則

ある保険の保険料率を算出する際、利潤も損失も生じないようにする原則のこと。地震保険に関する法律第5条第1項は、「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。」と規定している。

ひ 非譲許的借入

民間ベースの信用供与のように、金利、返済期間、据置期間等の借入条件が譲許的ではない（緩和されていない）借入のことを指す。

なお、これと対照的に、円借款等の O D A はその条件が民間の信用供与に比して著しく譲許的である（緩和されている）。

ふ 普通財産

行政財産以外の一切の国有財産であり、原則として特定の行政目的に供されていない財産である。

不当廉売関税（反ダンピング税）

不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。

プライマリーバランス（基礎的財政収支）

「借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支のこと。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出を賄うこととなる。

ほ 報復関税

W T O 協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合、又はある国が我が国の船舶、航空機、輸出貨物若しくは通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税

保稅地域

外国から輸入する貨物について、その関税及びその他の税金を一時課税しない

ままにしておく場所であり、また輸出入貨物の税関手続（通関手続）をするための場所でもある。現在、保税地域の種類は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種となっている。

み 緑の気候基金

（G C F : Green Climate Fund）

平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する多国間基金。事務局は韓国（仁川市）。同基金の支援業務を開始するための初期資金として43カ国から累計約103億ドルの拠出表明が行われている（我が国からは15億ドルの拠出を表明）。

未利用国有地

単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

ゆ 輸出事後調査

輸出者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸出貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸出された貨物に係る手続が関税法等関係諸法令の規定に従って、適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な輸出管理体制や通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

（U H C : Universal Health Coverage）

すべての人が基礎的な保健医療サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

輸入事後調査

輸入者の事業所等を税関職員が個別に訪問して、輸入貨物に関係する帳簿や書類等の確認を行う調査のこと。輸入された貨物に係る申告内容が適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、是正を求めるとともに、適切な申告を行うよう指導することにより、適正な課税を確保することを目的としている。

り 流動性供給入札

国債流通市場の流動性の維持・向上を目的として、流動性の不足している銘柄の国債を追加発行すること。

量目（りょうめ）

はかりにかけてはかった物の重さ。量（目方）のこと。

旅具通関

旅客又は乗組員の携帯品、別送品等の通関については、その輸出入形態の特殊性から簡便な手続が認められており、一般貨物の「業務通関」に対して「旅具通関」という。

A A E O（認定事業者）制度

Authorized Economic Operatorの略称。国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認

定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

APEC

アジア太平洋経済協力。Asia-Pacific Economic Cooperationの略称。アジア太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の21エコノミーが参加するフォーラム。主要な活動は、域内の貿易投資の自由化・円滑化、経済・技術協力。

ASEAN

東南アジア諸国連合。Association of South East Asian Nations の略称。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10カ国が加盟。

ASEAN+3

ASEAN（東南アジア諸国連合）と日本、中国、韓国の3カ国。

ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）

2011年4月にシンガポールに設置された常設機関で、地域経済の監視・分析を行う。平時においては、経済サーベイランスの実施を行い、危機時においてはCMI Mの迅速な意思決定の支援等を行う。

平成25年5月には、AMROの国際機関化に合意し、平成26年10月には、その設立協定への署名が完了。平成27年5月に設立協定が国会承認され、同年6月に受諾書をASEAN事務局へ寄託し、平成28年2月にAMROは国際機関となった。

ASEM

アジア欧州会合。Asia-Europe Meetingの略称。アジア・欧州間の協力関係の強化を目的として平成8年より開始された対話プロセス。アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面等での協力促進に取り組む。

B BEPSプロジェクト

一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和を通じて対応するために、G20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクト。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われている。BEP Sとは、Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）の略称。

E EPA

経済連携協定。Economic Partnership Agreement の略称。FTAの要素（モノ・サービスの貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定。

F FATF

金融活動作業部会。Financial Action Task Forceの略称。資金洗浄対策及びテロ資金対策の発展と促進を目的とした多国間枠組み。主な活動は、資金洗浄・テロ資金供与に関する国際基準の策定、及びメンバー間の相互審査による当該基準の履行確保。

F B

政府短期証券。Financing Bill の略称。政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づき、国庫もしくは特別会計等の一時的な現金不足を補うために、国が発行する短期の資金繰り債。

F i n T e c h

金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。特に、近年は、海外を中心に、ITベンチャー企業が、IT技術を生かして、伝統的な銀行等が提供していない金融サービスを提供する動きが活発化している。(出典：金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～ 決済高度化に向けた戦略的取組み ～ (2015年12月金融庁))

F I L P

財政投融资計画。Fiscal Investment and Loan Program の略称。当該年度の財政投融资の内容を表すもので、予算と合わせて編成され、国会の審議、議決を受ける(「財政投融资」参照)。

F S B

金融安定理事会。Financial Stability Boardの略称。国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、規制上の基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視等を役割としている。第2回金融・世界経済に関する首脳会合(ロンドン・サミット：2009年4月)の宣言を踏まえ、旧金融安定化フォーラム(F S F)が、

より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。

F T A

自由貿易協定。Free Trade Agreementの略称。関税やサービス分野の規制等を撤廃し、モノやサービスの貿易の自由化を図ることを目的とした協定。

G G 2 0

20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Twentyの略称。アジア通貨危機後、G7等先進国と主要な新興市場国との間で国際経済問題について議論することを目的として、99年創設。2008年秋の金融経済危機以降、金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)に向けての準備会合としての役割も担うようになった。

G 7

先進7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議。Group of Seven の略称。世界経済の持続的成長及び為替相場の安定などを達成するための政策協調を行っている会合。日、米、英、独、仏、伊、加がメンバー。

I I M F

国際通貨基金。International Monetary Fundの略称。米国ブレトン・ウッズにおいて調印された国際通貨基金協定に基づき、1945年に設立された。主な目的は、通貨に関する国際協力を促進すること、為替の安定を促進すること、国際収支困難に陥った加盟国へ融資を行うこと。

M M D B s

国際開発金融機関。Multilateral Development Banksの略称。世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行グル

ープ、アフリカ開発銀行グループ、欧州復興開発銀行の総称。

N NACCS

輸出入・港湾関連情報処理システム。
Nippon Automated Cargo and Port Consolidated Systemの略称。

税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生・動植物検疫手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用のシステム。

P PB

基礎的財政収支。Primary Balance の略。

PNR

乗客予約記録。Passenger Name Record の略称。

PRE戦略

Public Real Estate戦略の略称。国有財産について、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運用を推進していこうとする考え方（「国有財産行政におけるPRE戦略について」平成22年12月8日公表）。

R RCEP

東アジア地域包括的経済連携。
Regional Comprehensive Economic Partnershipの略称。ASEANの10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの6カ国が交渉に参加する広域経済連携。

T TPP

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略称。アジア太平洋における広域経済連携協定で、日本、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米、豪、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダの計12カ国が参加。平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月に署名が行われた。我が国においては、平成28年12月に本協定が国会で承認され、整備法案が可決・成立した。

なお、平成29年1月に米国がTPPからの離脱を宣言したが、同11月に米国を除く11カ国によるTPP協定が閣僚間で大筋合意に至り、平成30年3月に署名が行われた。

W WCO

世界税関機構。World Customs Organizationの略称。正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、平成6年よりWCOをワーキングネームとして使用。ベルギーのブリュッセルに本拠を置く多国間組織であり、税関制度の調和・統一等により国際貿易の発展に貢献することを目的とする。主な活動内容は、分類や税関手続に関する諸条約の作成及び見直し、貿易円滑化や安全対策等に関する様々な国際的ガイドライン等の作成の他、国際的な監視・取締りに係る税関協力や関税技術協力の推進等。

WTO

世界貿易機関。World Trade Organizationの略称。自由貿易促進を主たる目的として作られた国際組織で、平成7年に設立。本部はスイスのジュネー

ブにあり、WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供。

WTO貿易円滑化協定

WTOドーハ・ラウンドの一分野として、平成16年7月に貿易円滑化交渉が開始され、平成25年12月に妥結。平成26年11月に本協定に関する改正議定書が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効した。

本協定は、貿易規則の透明性向上や税関手続の迅速化・簡素化を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置（事前教示制度の整備、貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備等）を規定。途上国には、実施までの移行期間を認めるとともに、自ら実施が困難な場合は、先進国等からの支援を通じた実施までの移行期間を認めることを規定している。

財務省の政策に関する情報は、財務省ウェブサイトでもご覧いただけます。

財務省ウェブサイトトップページ	https://www.mof.go.jp/	
予算・決算 (国のお金の使い道)	https://www.mof.go.jp/budget/	
税制 (国の税金の仕組み)	https://www.mof.go.jp/tax_policy/	
関税制度 (輸入手続きと水際での取締り)	https://www.mof.go.jp/customs_tariff/	
国債 (国の発行する債券)	https://www.mof.go.jp/jgbs/	
財政投融资 (国からの資金の貸付・投資)	https://www.mof.go.jp/filp/	
国庫 (国のお金の動きとその調整)	https://www.mof.go.jp/exchequer/	
通貨 (貨幣・紙幣)	https://www.mof.go.jp/currency/	
国有財産 (国の保有する財産)	https://www.mof.go.jp/national_property/index.html	
たばこ・塩 (たばこ事業・塩事業)	https://www.mof.go.jp/tab_salt/index.html	
国際政策 (外国為替・国際通貨・経済協力)	https://www.mof.go.jp/international_policy/index.html	
政策金融・金融危機管理等	https://www.mof.go.jp/financial_system/	

財務省の政策評価に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室(メールアドレス: hyouka@mof.go.jp)にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN